

海津市告示第110号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成23年12月8日に海津市議会第4回定例会を海津市議場に招集する。

平成23年11月18日

海津市長 松 永 清 彦

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（18名）

1番	伊 藤 秋 弘 君	2番	山 田 武 君
3番	赤 尾 俊 春 君	4番	浅 井 まゆみ 君
5番	六 鹿 正 規 君	6番	藤 田 敏 彦 君
7番	山 田 勝 君	8番	堀 田 みつ子 君
9番	川 瀬 厚 美 君	10番	松 岡 光 義 君
11番	服 部 寿 君	12番	水 谷 武 博 君
13番	飯 田 洋 君	14番	渡 辺 光 明 君
15番	星 野 勇 生 君	16番	永 田 武 秀 君
17番	西 脇 幸 雄 君	18番	森 昇 君

不応招議員（なし）

平成23年海津市議会第4回定例会

◎議事日程(第1号)

平成23年12月8日(木曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第10号 専決処分の報告について
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 議案第57号 平成23年度海津市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第7 議案第58号 平成23年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第59号 平成23年度海津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第60号 海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第61号 海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第62号 海津市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第63号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び海津市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第64号 海津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第65号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第66号 海津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第67号 字区域の変更について
- 日程第17 議案第68号 指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第69号 指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第70号 海津市公共下水道南濃中南部浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第20 請願第3号について

日程第21 請願第4号について

追加日程第1 発議第4号 長良川河口堰の適切な運用を求める意見書について

日程第22 請願第5号について

日程第23 陳情第1号及び陳情第2号について

◎出席議員（18名）

1番	伊藤秋弘君	2番	山田武君
3番	赤尾俊春君	4番	浅井まゆみ君
5番	六鹿正規君	6番	藤田敏彦君
7番	山田勝君	8番	堀田みつ子君
9番	川瀬厚美君	10番	松岡光義君
11番	服部寿君	12番	水谷武博君
13番	飯田洋君	14番	渡辺光明君
15番	星野勇生君	16番	永田武秀君
17番	西脇幸雄君	18番	森昇君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	副市長	後藤昌司君
教育長	横井信雄君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	福田政春君
総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局次長	青木彰君	総務部財政課長	服部尚美君
企画部長	伊藤恵二君	会計管理者	伊藤久義君
産業経済部長	大倉明男君	建設部長	丹羽功君

水道環境部長	高木武夫君	市民福祉部長	木村元康君
市民福祉部次長 兼福祉総務課長	平野敏君	消防長	吉田一幸君
教育委員会 長	三木孝典君	監査委員 長	菱田義博君
農業委員会 長	水谷明寛君	教育委員会課長(施 設課長)併総務部 課長(施設課長)	岡田健治君

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	大橋茂一	議会事務局課長 補佐兼総務係長	岡田法子
議会事務局 議事係長	中野浩二		

◎開会宣告

○議長（森 昇君） 定刻でございます。ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、平成23年海津市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 昇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において12番 水谷武博君、13番 飯田洋君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（森 昇君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今定例会は、本日から12月16日までの9日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から12月16日までの9日間とすることに決定しました。

◎報告第10号 専決処分の報告についてから議案第70号 海津市公共下水道南濃中南部浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結についてまで

○議長（森 昇君） 日程第3、報告第10号から日程第19、議案第70号までの17議案を一括議題といたします。

市長より報告並びに提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成23年海津市議会第4回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多忙のところ御参集を賜り、まことにありがとうございます。

今回、定例会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要を順次御説明申し上げます。

最初に、報告案件1件について、その内容を御説明申し上げます。

報告第10号の専決処分の報告につきましては、本件の損害賠償額の決定について、本年8月27日に南濃町奥条地内の市道海津31006号線において、道路の側溝ぶたとますぶたの段差による自家用車が破損した事故について、南濃町奥条在住の運転していた被害者に対して賠償金を支払うものであります。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものであります。

次に、人事案件2件について、その内容を御説明申し上げます。

諮問第1号及び第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、平成24年3月31日に任期満了になります南濃町駒野676番地2、吉田正輝委員を引き続き委員に推薦し、海津町沼新田545番地の瀬古美春氏の後任に新たに海津町松木521番地、大橋俊子氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

続きまして、補正予算案件3件について、順次その概要を御説明申し上げます。

初めに、別冊1、議案第57号の平成23年度海津市一般会計補正予算（第5号）につきまして、歳入歳出にそれぞれ1億3,890万9,000円を追加し、補正後の予算を歳入歳出それぞれ157億3,172万円とするものであります。

歳出の主なものとしましては、総務費の総務管理費、一般管理費で一般職退職手当組合負担金3,710万5,000円、財産管理費で非構造部材見直し・天井補強設計など、統合庁舎整備工事設計見直し業務委託料342万3,000円、平田庁舎管理費で本館北側とい修繕料50万1,000円、浄化槽修繕料74万5,000円、南濃庁舎管理費で養老鉄道3駅の駅トイレ出入り口扉修繕料79万8,000円、まちづくり推進費で自治基本条例策定分科会報償金11万1,000円、生活安全対策費で名阪近鉄バス海津線補助金80万円、自主バス運行費でダイヤ・路線変更に伴う時刻表等印刷製本費100万円を追加いたしました。

次に、民生費の社会福祉費、福祉医療費で福祉医療審査支払手数料7万3,000円、重度心身障害者医療費助成2,003万4,000円、乳幼児等医療費助成525万3,000円、ひまわり会館管理費で雨水配管、雨どい漏水補修工事費267万8,000円、（仮称）発達支援センター設置のため事務所間仕切り並びに床修繕工事費等63万4,000円を追加し、児童福祉費、保育園費で子育て創生事業県補助金による子育て支援ガイドブック作成委託料198万円、保育料システム改修業務委託料273万円、私立保育園運営費負担金2,299万1,000円、安心こども基金文庫書籍・本棚等備品購入費211万7,000円を追加いたしました。

次に、農林水産業費の農業費、農業総務費で職員の人事配置により人件費に不足が生ずることとなり給料等に340万円、農業振興費で海津市有害鳥獣被害防止対策協議会負担金10万円を追加しました。

次に、商工費の商工費、商工総務費で職員の人事配置により人件費に不足が生ずることと

なり給料等に210万円、観光費で黒豚もちもちブランドチラシ作成、アイスクリームブランド開発・PR事業分として海津市観光協会負担金50万円、水晶の湯管理費で浴室等改修工事費1,606万5,000円を追加いたしました。

次に、土木費の道路橋梁費、道路橋梁新設改良費で木曾三川公園線、これは福江歩道、北方多度線（東海大橋西詰交差点）道路新設改良負担金370万円を追加いたしました。

次に、消防費の消防費、常備消防費で職員の人事配置により人件費給料等600万円を減額し、高規格訓練人形修理費等32万6,000円、半自動除細動器等救急備品購入費359万5,000円を追加し、非常備消防費で確定見込みにより消防団員報酬114万5,000円、消防団員退職報償金187万8,000円を減額し、東日本大震災での消防団員の殉職等を踏まえ、団員の安全を確保するため、ヘッドランプやライフジャケット等消耗品費564万6,000円を追加し、消防施設費で南濃分署庁舎修繕料80万9,000円、本部連絡ハイブリッド車のインバーターバッテリー交換修繕料77万円、災害対策費で地域防災センター自家発蓄電池・オイル取りかえ等修理料97万8,000円を追加いたしました。

教育費の小学校費、学校管理費で東江・海西・下多度小学校空調設備改修工事設計委託料195万円を追加し、中学校費、学校管理費で日新中学校体育館放送設備取りかえ等修繕工事費295万1,000円を追加し、社会教育費、生涯学習センター管理費で視聴覚室映像設備改修工事費206万9,000円を追加いたしました。

歳入につきましては、分担金及び負担金で保育園保育料1,704万円を追加し、国庫支出金で保育園運営費負担金101万6,000円、県支出金で保育園運営費負担金50万8,000円をそれぞれ減額し、重度心身障害者医療費補助金等902万7,000円、子育て創生事業補助金514万8,000円を追加いたしました。

次に、諸収入で消防団員退職報償金の確定により消防団員等公務災害補償等負担金187万8,000円を減額し、繰越金で今回の補正の一般財源として前年度繰越金1億1,109万6,000円を追加いたしました。

また、債務負担行為の追加で、コミュニティバス運行委託契約の平成23年度末での終了に伴い、新たに契約を締結するため、運行委託料の限度額を平成24年度から平成26年度の期間で3億1,266万円追加いたします。

次に、海津市と岐阜県土地開発公社が協力して駒野工業団地の開発事業を進めておりますが、予定の平成23年度末での事業完了が不可能となり、事業期間を平成26年度末まで延期し、岐阜県土地開発公社が金融機関から事業資金を借り入れる際に、海津市が債務保証する限度額を平成23年度から平成26年度の期間で18億8,949万3,000円追加いたします。

次に、平成24年度においてもキッズパスポート事業を実施したいと考えており、企画乗車券を交通事業者が販売するに当たり、事前に事業のPR、申し込み等の手続を行うため、キ

ッズパスポート負担金の限度額を平成24年度で160万円追加いたします。

次に、市民プールの指定管理が平成23年度末での終了に伴い、新たに指定管理者と協定を締結するため、指定管理料の限度額を平成24年度から平成28年度の期間で2億2,500万円追加いたします。

議案第58号の平成23年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ50万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ4,380万円とするものであります。

補正内容につきましては、職員の人事配置により人件費に不足が生ずることとなり給料等50万円を計上いたしました。財源につきましては、前年度繰越金50万円を充てるものであります。

議案第59号の平成23年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ1億3,811万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ44億4,311万円とするものであります。

補正内容につきましては、療養諸費、高額療養費の保険給付費で8,850万円、後期高齢者支援金で4,905万7,000円、前期高齢者納付金で51万2,000円、高齢者医療制度円滑運営事業補助金返納金として諸支出金4万1,000円を追加いたしました。財源につきましては、療養給付費交付金8,233万6,000円、前年度繰越金5,577万4,000円を充てるものであります。

続きまして、条例案件等について御説明申し上げます。

議案第60号 海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、他団体における報酬等の状況や最近の社会情勢などをかんがみ、海津市特別職報酬等審議会からの答申内容を踏まえ、市長及び副市長の給料月額を市長は5%減額した76万円、副市長は4%減額した61万5,000円にするものであります。

次に、議案第61号 海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきましても、他団体における報酬等の状況や最近の社会情勢などをかんがみ、海津市特別職報酬等審議会からの答申内容を踏まえ、議員報酬月額を、議長、副議長、議員それぞれ2%減額した34万3,000円、31万4,000円、29万4,000円とし、議会運営委員会及び常任委員会の委員長は議員との差額を1万円とし、30万4,000円に減額するものであります。

議案第62号 海津市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきましては、やはり他団体における報酬等の状況や最近の社会情勢などをかんがみ、海津市特別職報酬等審議会からの意見に基づき、給料月額を3%減額した56万3,000円にするものであります。

議案第63号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び海津市立学

校施設使用条例の一部を改正する条例につきましては、スポーツ振興法が全部改正され、スポーツ基本法に移行されたことにより、従来の「体育指導委員」が「スポーツ推進委員」に名称が改められることに伴い改正するものであります。

議案第64号 海津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、平成26年度からの城南中学校と南濃中学校の統合を延期し、市域中学校の適正規模及び配置を基本的な考え方により検討するために改正するものです。

議案第65号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、障がい者等の地域生活を支援するための法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が10月1日から施行され、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正分につきましても同日から施行されたことに伴い、介護補償に係る定義規定について改正するものであります。

議案第66号 海津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、先ごろの政府第3次補正予算案の国会提出に合わせて、国から岐阜県を通じて、東日本大震災での消防団員の殉職等を踏まえ、消防団員の装備の充実を含め、処遇改善について改善要請があったこと及び水防業務を引き継ぐことから、本市の消防団員報酬額について交付税標準単価に近づけるよう増額改正するものであります。

次に、議案第67号 字区域の変更につきましては、下池西部地区における県営土地改良事業の面工事が平成22年度に完了したことに伴い、字区域の変更をするため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を得て岐阜県知事に届け出るものであります。

議案第68号 指定管理者の指定につきましては、海津市知的障害者通所授産施設の指定管理期間が平成24年3月31日で満了することに伴い、平成24年4月1日から新たに障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを提供する施設となる海津市はばたきを、平成29年3月31日までの5年間について公募選定により南濃町駒野827番地1、社会福祉法人海津市社会福祉協議会に指定管理者指定するものです。

また、議案第69号 指定管理者の指定につきましては、現在の老人福祉施設海津苑の指定管理期間が平成24年3月31日で満了するため、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間について公募選定により岐阜市西鶉1丁目52番地、株式会社三和サービスに指定管理者指定するものであります。

議案第70号 海津市公共下水道南濃中南部浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結につきましては、地方共同法人日本下水道事業団と締結しております平成21年度から平成23年度までの3カ年の継続事業について、当初事業費は9億5,000万円でしたが、入札差金や工法等の一部変更により7億6,600万円に減額確定されましたので、変更協定の締結をするものであります。

以上、提出いたしました議案につきまして提案理由を申し上げましたが、何とぞよろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 昇君） 報告並びに提案理由の説明が終わりました。

これから順次、質疑、採決を行います。

なお、報告第10号の専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告ですので、質疑、採決はいたしません。

それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから諮問第1号を採決いたします。

お諮りします。諮問第1号については、適任と答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定しました。

続きまして、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。諮問第2号については、適任と答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定しました。

続きまして、議案第57号から議案第70号までの14議案について、順次質疑を行います。

初めに、議案第57号 平成23年度海津市一般会計補正予算（第5号）についての質疑を許可します。

[8 番議員挙手]

○議長（森 昇君） 8 番、堀田みつ子君。

○8 番（堀田みつ子君） それでは、10ページの保育料システム改修業務委託料というものの内容を詳細に教えていただきたい。これと新システムも今ちょっと動き出して考えられているようですが、それとの関連とか何かあるのかどうか、その辺も含めてお願いできますでしょうか。

○議長（森 昇君） 教育委員会事務局長 三木孝典君。

○教育委員会事務局長（三木孝典君） 今の御質問についてお答えをさせていただきます。

本制度システムの改修業務の委託料につきましては、平成24年度新制度改正に対応するものでございまして、保育料計算方式の変更対応、年少扶養控除人数及び特定扶養控除人数機能追加、控除廃止前想定所得金額の機能等を付加するものでございます。以上、よろしくお願いたします。

○議長（森 昇君） ほかにございませんか。

[16番議員挙手]

○議長（森 昇君） 16番、永田武秀君。

○16番（永田武秀君） 4 ページの債務負担行為の補正についてお尋ねいたしたいと思います。岐阜県土地開発公社事業資金借入金債務保証の23年から26年度のいわゆる内容について、もう少し具体的に根拠等をお尋ねしたい思います。

まず、根拠をお尋ねする前提として、最初にたしか21年からやったと思うんですが、何年から何年、それから何年から何年、そして今回の23から26になった、この期間をもう一度具体的にお願したいことと、それから期間を設定するに当たって、どうしてそういった期間設定した根拠理由、それを具体的にお尋ねいたしたいと思います。

それから、これは当然のことだと思うんですが、平成26年度というのはつまり債務負担行為の保証がなくなったということでありますので、要するにこれに関していえば、用地の取得から土地が完売するということの解釈でよろしいかどうか。

まず、とりあえずその2点、お願いします。

○議長（森 昇君） 産業経済部長 大倉明男君。

○産業経済部長（大倉明男君） まず、期間につきましては、当初は平成20年度から今年度末の23年度までということで設定をいたしておりました。この期間内に事業の完了ができないというようなことから、今回お願いしております平成23年度から26年度までの期間の延長をお願いするものであります。

変更の理由につきましては、今まで事業を進めていたわけですが、一つには地元の同意がいただけないという状況の中で、期間内に事業が進められなかったということがござ

います。

それと、延長します3カ年の設定につきましては、公共の無償の泥を入れるということが大前提となっております、この泥の搬入の確保というのはまだ未定であるということから、それが一つと、工程的に考えますとどうしても平成26年度末までがいいだろうと、妥当だろうというふうなことで、公社のほうとも相談をしながら期限を決めさせていただきました。26年度まで設定をさせていただいておりますけれども、事業完了につきましては一日でも早く完成がするように努力はしてまいりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

○16番（永田武秀君） 2回目の期間のやつを質問しておるんやけれども、3回あったわけやから、それを答えてくれなあかんで。1回目は20年から23年で、2回目があったやろう。もう一回この前に1年延長しておるんがね。延長したやろう、23からやなしに23から25年まで、22からか。これは今度で3回目やと思うんで、それを答えさせてくださいよ。質問回数になっちゃうんで。

○議長（森 昇君） 産業経済部長 大倉明男君。

○産業経済部長（大倉明男君） 債務負担の手續に係る補正の予算につきましては、2回目でございます。

○議長（森 昇君） 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） 2回目か。そうしましたら、今おっしゃったんですけども、いわゆる完成、完成とおっしゃっておるけれども、僕が一番大事なことは、債務負担行為がなくなるのは、要するに土地が完売しない限り債務負担行為は継続しておるわけだから、今のお話やと、要するに工事の完了だけのことを一生懸命おっしゃっておるけれども、そしたら工事が完了すればすぐ売れるという保証があるのかどうか、そのあたりについてはどうなんでしょう。ということは、やっぱりすべて債務負担行為というのは、完売するまでがいわゆる僕は事業完了やと思っておるんですけども、今のお話ですと、これは用地の取得から、開発の許可から、さらに造成工事が完了するまでの話だけ一生懸命おっしゃっておるけれども、私はその後の大事な問題は、だれかに買ってもらわない限り、債務負担行為というのはずっと存続するわけでありまして。

そのあたりの具体的に延期されたということについて、じゃ今後のタイムスケジュール、つまり用地の取得は何年、それから開発には何年、それで造成にはどんだけ、それから売るためにどうやというタイムスケジュールを説明してください。それによって、26年という根拠が私は出てくると思うので、そのあたりは具体的にお願いします。

○議長（森 昇君） 産業経済部長 大倉明男君。

○産業経済部長（大倉明男君） 泥が確保できたものとして当然事業を進めていくと、おおむ

ね2年かかって泥の搬入と敷地の造成、それから外構等の事業等が完成するというようなこととでございます。それと、そういった中で泥の搬入については、国県等とまたお願いをして確保するように協議をさせていただくわけですが、そういった見通しが今のところ立っておりませんので、そういうことも含めて3年間ということとでございます。

それと、平成26年度までの期間につきましては事業の完了というようにとございますけれども、先ほど御質問の中にありますように、完売はその期間内ということは今のところございませんので、事業が完了した後のことにつきましては、岐阜県土地開発公社と海津市が結んでおります協定の中で、利息等については海津市が負担をするという協定内容になってございますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（森 昇君） 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） 私は一番今これが問題になるのは、今盛んにおっしゃっておるのは工事の完了ですけれども、結局は債務負担を今度は県じゃなくて自分のところが負担すると、売れない限りね。ということになると、ますます要するにハンディというのは、事業というのは大変な、結局今度は海津市が借金を背負うことになるわけでありますので、当然、債務負担行為の期間内において用地の取得、それから開発造成、そして完売というやっぱり私はタイムスケジュールを立てるべきではないかというふうに思っておるわけです。そうしない限り、結局は土地は立派にできました、しかし売れませんでした、借金は海津市が背負う、皆さんが一番心配しておるのは、私はその部分ではないかというふうに思うわけであります。

だから、債務負担行為の解釈というものは、もう少しやっぱりそういったものも含めた期間をきっちりと定めた上で、本当のまさに事業完了というのは完売をして要するに事業完了だというふうに私は理解をしておりますので、今の解釈だと工事さえ終わればええんやと、そういう考え方では、本当に借金はどっちかが負担する形になって残ってってしまうということになると、これは大変なこととありますので、債務負担行為の議決に私は反対するわけではありませんけれども、やっぱりそういうことを含めた努力をやっていただくように強くお願いしたいし、もう一度そのあたりのお考え方を市長含めてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 当然一步を踏み出せば、それから企業さんの誘致に全力を挙げますので、永田議員がおっしゃるように、我々も26年度までに企業が決まるように精力的に頑張っ
てまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（森 昇君） ほかにございませんか。

[15番議員挙手]

○議長（森 昇君） 15番、星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 9ページをお願いします。

今回、統合庁舎整備工事設計見直し業務委託料、この説明書きに基づいて342万3,000円が上程をされております。統合庁舎につきましては、平成21年度予算で債務負担行為を含めて工事の概要が示されております。3.11震災というのは東北の震災ですが、その後に建築基準法が改正されて今回見直しをやらなければならなかったのか、もしくはまだ事業が進行中であるという認識のもとでしょうか。総務部長からお答えをいただいて、建築確認については担当のほうでお願いすればいいのかなと思いますが、その辺お答えをいただきたいと思えます。

○議長（森 昇君） 総務部長 福田政春君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（福田政春君） 今回の設計業務の見直しということで、その内容につきましては、さきの3月の東日本大震災におきまして以降の建築内部の非構造部材の基準の見直し等がございまして、その関係でのこの庁舎におけます非構造部材の見直しの設計を行うものでございます。

○議長（森 昇君） 財政課長 服部尚美君。

○総務部財政課長（服部尚美君） 財政課長の服部でございます。

ただいまの御質問で、建築基準法は東日本大震災を受けての改正は行われておりません。指針等を見直しを図るということで、その情報をもとに統合庁舎におけます非構造部材の見直し業務、非構造部材のうち天井の補強設計業務等でございます。

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） ありがとうございます。当時、設計の説明の折には震災に十分耐えられる、そんな構造であると記憶いたしております。それで、今部長のお話の中でありました基準の見直しがあったようなニュアンスでございました。ところが、財政課長によると指針等を見直しが情報としてあるということで、実際、指針がされているのか、どうなんでしょう。それがなければ先行する必要はどれだけあるのか、これについてお答えをいただきたいと思えます。

○議長（森 昇君） 総務部課長 岡田健治君。

○教育委員会課長（施設課長）併総務部課長（施設課長）（岡田健治君） 失礼します。ただいまの星野議員の御質問にお答えいたします。

現在の設計におけます基準となるものは、国土交通省により発行されております建築公共工事の共通仕様書及び技術的助言をもとに、どの設計事務所も行っております。そういった基準をもとに設計されておるわけですが、この3月11日の東日本大震災におきまして大きな被害が出たわけでございますが、その中で特に構造的な被害というよりも非構造部材、屋根材、外壁材、内装材、また天井材等々の、そういった非構造部材の今まで余り目が向けられ

なかったところでの被害が非常に大きく出ております。

そういった被害状況の情報をいち早く文科省が、私は教育委員会にも所属しておりますが、教育財務課からそういった情報が寄せられまして、緊急提言が7月に行われました。東日本大震災における学校施設の整備における緊急提言ということで、特にその中でも天井材等の落下による避難施設であります体育館等の使用ができず、隣接町村の施設を利用された経緯があるということで、特に今後、非構造部材のところを再認識させられたわけでございます。

そういった流れの中で、本増築庁舎、また旧庁舎の改築におけます設計、これにおける対応はどうかという思いがしましたので、設計事務所等に情報を求めたところ、秋口には見直しがされるんやないかという情報をいただいております。ところが、秋口になってもなかなかそういった情報が国からもどこからも届かなかったわけでございますが、たまたま文科省の補助事業の中で非構造部材の開発された製品の会議がございました。非構造部材に対する考え方とまた開発された製品の展示がされた講習会がございましたので、それにうちの職員が参加したところ、まさに耐震天井ということで国土交通省の認可団体でありますJ A C C Aという団体が、そういった東日本の震災の被害の情報を集めまして、より強い製品の天井下地のパーツの開発に取り組みまして、そういった製品の発表がございました。

そういったものの対応はどうかということでございますけれども、非常に今まで以上の強度になるということでございましたので、設計事務所にそのところを投げかけたところ、現在の旧の庁舎におきましては、今回の改築では天井材はそのまま、下地組みもそのまま塗装の改修ということで見ておりました。増築庁舎におきましては、22年度現在に改定されております共通仕様書を参考に設計をされておるわけでございますが、今のところまだ改定はされておられません。また指針も出ておりません。ところがそういったところで、認可団体での国土交通省における耐震に対する、非構造部材に対する取り組みのところの情報をいただきましたので、設計事務所に投げかけて今回見直しをお願いしたところでございます。

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） この後、総務委員会のほうに付託されるそうですので、審議を期待したいんですが、1点だけ、これはやっぱり申し上げておかなあかんのかなと思うのは、統合庁舎整備事業というのは、こちらの旧館のほうの耐震補強とは、いささか違うんではなかろうかなと思います。それからJ A C C A、そういうのは具体的には全国的に示されていないんじゃないかなろうか。今課長のおっしゃるのは文科省の指針が出たんで、文科省というのは学校が基準でお考えになっているんで、子どもの安全のために今の建屋の問題もあったり、そういったものを基準に考えられたんではなかろうか。したがって庁舎、いわゆる事務的に行われる統合庁舎について、本当に当初設計されたときに安全基準を十分満たしていなかったんではなかろうか、こんなことを懸念するものです。

総務委員会の審議に期待をいたしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 昇君） ほかにございませんか。

〔5番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 5番、六鹿正規君。

○5番（六鹿正規君） 先ほどの工業団地の債務負担行為ですか、あれについてお尋ねしますが、産業経済部長の答弁の中で地元の同意が得られなかったという答弁をいただきました。地元の同意が得られなかったのはなぜなのか、その1点お尋ねします。

○議長（森 昇君） 産業経済部長 大倉明男君。

○産業経済部長（大倉明男君） 地元の説明といいますか、地域全体の説明の中で最終的に公共施設の管理をされてみえる地元の同意が要するという中で、その方々に事前に詳細にわたっての理解を得られるような説明がされていなかった、関係者の皆さんに十分な説明がされていなかったということで御意見をちょうだいして、それに対して同意をいただけるように、御了解いただけるように努力はさせていただきましたけれども、今日まで同意をいただけていないという状況でございます。

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○5番（六鹿正規君） それでは、先ほど永田議員からの質問にもありましたように、今後のスケジュールにおいて同意を得られる見込みというのはいつごろという、そういった想定をしておられるのか、またそれによってもスケジュールが随分狂ってくるのではないかなというふうにも思います。

それと、私がこの工業団地の問題については、かねてから一般質問等々でやっておりますけれども、今議会においてもまた一般質問させていただきますけれども、昨年12月の定例会においては私は計画変更を考えないのか、また工期的には大丈夫かという質問を再三させていただきましたが、今のところは予定どおりという市長からの答弁でございました。そして今年度第1回定例会においては、2年の計画の延期というお話がございました。ことし3月に2年の期間の延長をしたと、そしてその2年のうちの1年も経過しないうちに、なぜ1年の延期を考えたのか。そして、今部長のほうから地元の同意が得られないと、きちっとした説明が事前にしていなかったという御説明がありました。

そこで、市長にもお尋ねしますが、2年の計画の延期、それからまた1年の延期を踏まえて、1年の延期をするに当たって市長は地元関係者と、あなたは幾度そういった接触を持たれたのか。この工業団地を一刻も早く完成させるにおいては、市長がもっともっと精力的に動かなくてはいけないのではないかなということも感じます。そういったことを踏まえて、市長にも御自身の計画の成功に向けてのいかにどの努力をしてみえるのか、それもお尋ねします。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） これは六鹿議員から一般質問をいただいておりますので、その際にお答えしようと思ったんですけども、まずは海津市にとって非常に大事な事業であるという認識を持っております。それと、これはいろいろとお話をしていく中で手順とか、あるいはどのようなお願いの仕方がいいのかとか、そういったことを相談しながらやってまいりました。私も組合員の皆様方のところに出向きましてお願いもいたしましたし、それから職員は組合員の皆様方全員、お願いに参りました。そして、役員の皆様方にもお願いしております。それが妥協点がどの辺になるのかということが今後課題であろうというふうに思っております。完成に向けて全力を挙げてやっていきたいと、このように思っておりますので、六鹿議員さんにも人口減少を何とかしろという御指導をいただいておりますので、御協力を賜ればありがたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森 昇君） ほかにございませんか。

〔8番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） すみません、引き続いてちょっと債務負担行為の土地開発公社の部分で、先ほどからずっと3年にしたのが妥当だろうというふうなことを言われておりますけれども、妥当とした理由というのがなかなか本当のところ聞かれないんですけれども、きちんととりあえず事業完了ができるから3年というふうにしたんでしょうけれども、それで本当に今まで遅々として進まない中で妥当というのはどこから出たのかなということ。

これは市長に答えていただくのが一番いいのかなと思うんですけども、これが今まだ事業を完了していない中での質問ではあるんですけども、責任はだれがとるのか。だって、はっきり言って、市民の人が、こういうことを本当に会社が来ればいいわなというふうなことは言っても、でも実際のところそれを、じゃあ自分のお金で買ってとか、そういう話はされません。市に借金を負ってまでやってくれとは言っておらんというふうなことを言われていると思います。そういうところで、実際のところ購入できないとか、本当言うともうここでやめてしまったほうがよっぽど傷は少ないというふうに思っているんですけども、このまま突き進んで、じゃあ実際売れない、それから買えなくて何年か先に延ばし、先延ばしというふうなことになっていくというふうになったら、だれが責任をとるんですか。そののところだけをちょっと教えていただきたいなと思う。

実際のところ、この審議は多分付託されるんですけども、付託先はどこということもあわせて、付託先は事務局にお願いします。

○議長（森 昇君） 産業経済部長 大倉明男君。

○産業経済部長（大倉明男君） 期間の設定につきましては先ほどお答えをいたしております

けれども、もちろん地域の方々の同意をいただくというのが大前提でございますけれども、大変厳しい状況にあることは間違いございません。そういった中で、先ほども申し上げましたように公共残土の搬入、その確保ということも当然短期間では難しいというようなこともあります。それから、開発に係る手続等もございますので、スケジュール的に公社と詰めていった中で3年あれば事業完了できるだろうという思いでございます。ただし、先ほど来お話ししております地元の同意、関係者の同意がないと、それは嬉々として前進できないという大変厳しい状況にあることは間違いございません。

責任の所在については、私の口からは何とも申し上げようがございませんので、御容赦願いたいと思います。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 実は工業団地ですが、岐阜県の企業誘致課と検討しまして、そして非常に名古屋港にも近い、それから四日市港にも近い、しかも東海環状が来る、そういった中で大変会社を誘致するにはいいところであろう、そういったことでスタートをいたしております。しかも、私が市長になりましてから会社の誘致にも力を入れているんですが、市民の皆さん方から子どもたちが働く場所が欲しい、そういうお話もございまして、県の土地開発公社をお願いをしてこの事業を始めたわけでありまして。何としてもこの事業を完成させる、それが私の責任だと、このように思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） 完成できれば完成させるのが責任と言われましたけれども、本当にできないときには責任とるんですか、じゃ。そこのところもお願いします。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 何としても完成させる、そういった覚悟で事業を進めてまいりたいと思いますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（森 昇君） ほかにございませんか。

〔「どこに付託するか言っておらん」と呼ぶ者あり〕

○8番（堀田みつ子君） そうそう、最後。

○議長（森 昇君） これは所管の委員会で審議をしていただくんやね。

○8番（堀田みつ子君） 所管の委員会がいま一つよくわからなかったもので、聞いたので。

○議長（森 昇君） じゃ、局長から。

○議会事務局長（大橋茂一君） 担当する所管の委員会ということで、産業建設委員会ということになろうかと思います。

○議長（森 昇君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第58号 平成23年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第59号 平成23年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

続きまして、議案第60号 海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第61号 海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

〔15番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） この件について議会運営委員会でいかがな協議をされたかな、そんなことを御報告があればしていただきたいと思います。

○議長（森 昇君） 赤尾議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 赤尾俊春君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（赤尾俊春君） 星野議員の質疑にお答えをいたします。

海津市議会運営委員会の中でこうしてお話がありました。これにつきましては、報酬審議会の審議を妥当とすることでございましたので、そうした形でさせていただきました。以上でございますが、そうした審議をさせていただきました。

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 結論としては妥当で、こうして市長がお出しになったということになるのか、もしくは出されたものについて妥当としたのか、その中で委員の御意見があったかどうかをお尋ねしておるんです。結論を聞いておるわけじゃないんです。

○議長（森 昇君） 赤尾議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（赤尾俊春君） お答えします。

それについて出されることに妥当ということで、各委員の御意見はありませんでした。

○15番（星野勇生君） ありがとうございます。

○議長（森 昇君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第62号 海津市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可したいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第63号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び海津市立学校施設使用条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第64号 海津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔8番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） お願いします。

現行は南濃中学校の項を削るというふうにして統合というふうになっているところを、その部分を削っていただけというのは大変ありがたいというか、いいなというふうに思っておりますが、検討の中に設置について必要な基準を置くものとするというふうになっております。それはこれまでに各地で説明会を行われて、その上で適正化の基準についてという、案として皆様方にお示しした基準のところであるかなというふうに思うんですけども、基準の中の4つに分かれていて、そのうちの学校の配置、通学距離はおおむね6キロメートル以内であるとか、通学時間がおおむね50分以内とかというふうになっていたり、小規模であるけれども、6から11学級のところだったら何とか学校をそのまま維持しましょうというような感じで書いてあるんですけども、これが過小規模になって1学年が1クラスというふうになったとしても、通学距離というのはおおむね6キロメートル以内というふうな言葉をかりますと、いろいろ考えると対立してくるような文言にはなっているかなと思うんですが、そういったような質問をされた方に対して全体を通して考えていく、特に地域の方ののことを考慮するというふうになんかお答えになっていたと思うんですが、それはそのようなお答えできちんとよろしいのでしょうか、こういうふうに書いてあるというふうな中で、もう一度お聞きしたいんですけども。

○議長（森 昇君） 教育長 横井信雄君。

○教育長（横井信雄君） 今おっしゃいました件でございますが、過小規模等になりましたときは、やっぱり教育委員会のほうから適正配置について呼びかけていくというようなことです。その段で、今おっしゃいましたように距離的なことにつきましては、原則的に考えておりますのはここに書いてありますように、通学距離は6キロメートルというようなこと、あるいはおおむね50分というようなことを考えていますが、例えば10キロメートルを超えとか、あるいはそれ以上になるというような、海津市内におきましてはおおむね10キロメートルを超えることはありませんですけども、例えば市の外れのほうにつくりまして市の外れのほうから来いというような発想になりますと10キロメートルを超えますんですが、そういう場合、極端な場合等が起きた場合は、その都度通学方法等について考えていくというような発想であります。

基本的にはここにお示ししましたようなことを今後、まだ案の段階でございますが、今度はこちらで条例改正等のことが終わりました段階で再度再構築していきたいと、そんなふうに考えております。

○議長（森 昇君） ほかございませんか。よろしいですか。

[15番議員挙手]

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 幾つかお尋ねして委員会に期待をしたいと思うんですが、まずこの条例の公布期日が定めておられません、この理由。

続いて、この条例に附則として検討という文言が出てまいりました。この検討の持つ意味はどういった理由でしょうか。どういった意味を持つものか。大変お恥ずかしい話なんですが、私自身条例に検討なんていう附則を見た記憶がありませんので、もし事例がありましたら教えていただきたいと思います。

もう1点は、これは報道の自由という観点からおっしゃるかもわかりませんが、中日新聞に記者発表の記事を利用してと思っておりますが、記事となっております。その中で中学校の問題に触れておまして、この中で適正規模、これが1学年最低2クラス、このように書いております。先ほど教育長から多分この案についてのお答えだろうと思うんですが、これでいくと適正規模と書いておられますのが12から18学級というペーパーが出ておるんですね。だからしたがって、これはどういう説明を記者発表されたのかな、その辺をお答えいただきたいと思っております。

○議長（森 昇君） 教育長 横井信雄君。

○教育長（横井信雄君） 適正規模につきましては、記者発表のその日に述べたわけではございません。教育委員会としましては、あくまでもここにありますように12から18学級を適正規模と、そういうふうに考えております。

○議長（森 昇君） 教育委員会事務局長 三木孝典君。

○教育委員会事務局長（三木孝典君） 前段の御質問についてお答えをさせていただきます。

附則といいますのは、条例規則の本体的部分である本則に対する付随的な部分ということでございまして、確かに星野議員おっしゃったように、通常、附則に書かれることというのは施行の期日に関する事、規則の廃止に関する事項、あるいは経過措置に関する事項、既存の規則等の条例規則の改正に関する事項、当該条例規則の有効期限に関する事項が主でございまして、その他というのがございまして、その他の項目ということで、検討、付随的事項ということで明記をさせていただいているところでございます。おっしゃられますように、附則にこういった検討という言葉が入っているようなのは、私も余り見たことはないわけなんでございまして、付随的事項ということで御判断をいただきたい。

それと、公布の期日でございまして、公布につきましては条例の改正以後、期日を指定するということも必要ないということをお考えしまして、公布の日ということで施行期日ということに入れさせていただいております。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 基準について教育長は記者発表はしていない。ところが議案でと、こう書いておるんですね。議案で説明をしていないことを記者さんが書くことはあり得ない。したがって議長、記者発表された書類を私は提供していただきたいと思ひます。

もし記者さんにこの案が配られておるようでありましたら、これは先ほど教育長がおっしゃいました案です。したがって、きょうの条例が定まっていな以上、この案が外に出ることは、記者さんに直接お配りされることはいささか疑問に思ひます。この辺は後のもしお答えがいただければありがたいんですが、その辺の判断は非常に難しいであろうと思ひます。

先ほどの公布の日を定めるのは適当でないというようなお答えでありましたが、今、国が凍結施行期日、これを言葉としてあらわしております。いわゆる先にいつ幾日から施行するんですけれども、その間は凍結します、いわゆる検討する余地がある。そういった条例、国ですんで条例はありませんが、定め方をしておるといのが現況かな。私の判断が間違っておるか分かりませんが、そういった記事も見ることになりました。この辺の判断はいかなものかな。

それから、検討という言葉で教育委員会事務局長自身が余りとおっしゃったんですが、私は全く見たことがないんです。余りと全くは言葉が違うかなと思ひますが、この中に通常ですと委任事務については附則としてつけることはあります。どこかが、例えば教育委員会の問題ですが、市長に委任をした場合はその事務を委任する、それから事業の推進については市長部局に委任する、こういった委任事務というのは聞いたことがあるんですが、検討というのは条例で法的拘束力、こういったものについての判断をお聞かせください。

○議長（森 昇君） 教育委員会事務局長 三木孝典君。

○教育委員会事務局長（三木孝典君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

御承知のとおり、附則の部分も条例の一つ、一部分でございます。したがって、法的拘束力はあるというふうに私は考えておるところでございます。

それと、余りというか、ここへ来るまでにいろいろ紆余曲折があったわけでございますが、法令の専門家等とも協議をいたしまして、こういった形式でさせていただいておるところでございますが、例のないと言われればそういうことかもわかりませんが、法的拘束力のあるというふうに考えておりますので、附則に盛り込んだことにつきまして御理解をいただければありがたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○15番（星野勇生君） 議長、この件はお答えできますか。

○議長（森 昇君） 横井信雄君。

○教育長（横井信雄君） この資料はお配りしていませんので、私のほうから出した覚えがないんですが。

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 出していないと思いますでは困るんです。教育長がお答えになったのは、決定というところ、それから事実というところ、「思います」では困るんですね。ただ、説明会の資料として配付されておるんで、記者さんが手にされることはあるかと思いますが、出していないなら出していないとおっしゃってください。

それから、先ほど議長にお願いした記者発表の書類というのか、ペーパーはいただけるでしょうか、どうでしょうか。

○議長（森 昇君） 具体的にどういうものですか。

○15番（星野勇生君） 議長、よろしいか。

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 市長が当然発表されると思うんですね。それはペーパーで発表されるんじゃないかなという想定のもとにお願いしておるんです。ないのならないで結構です。あったら下さいということです。

○議長（森 昇君） 副市長 後藤昌司君。

○副市長（後藤昌司君） 年4回の定例会の前に、定例の記者会見を今行わせていただいておりますので、市長サイドのほうでそういった定例会は行わせていただいておりますので、こちらのほうからそのときにお配りいたしました資料につきましては提供させていただきたいと思ひます。本会議が終わりました後になろうかと思ひますが、本日終わりました後になろうかと思ひますが、よろしくお願ひをいたします。

○15番（星野勇生君） ありがとうございます。

○議長（森 昇君） 教育長 横井信雄君。

○教育長（横井信雄君） 今副市長のほうから説明ありましたように、定例記者会見につきまして、市長部局のほうで資料を用意しますので、そういう意味で先ほど私は出していませんと
思いますというようなことを申し上げたのでございます。教育委員会としましては出して
りません。

○議長（森 昇君） ほかにございせんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第65号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ
いての質疑を許可します。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第66号 海津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一
部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔15番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 19ページにそれぞれ報酬の欄があります。この中で疑問に思う点をお
答えいただければありがたいと思うんですが、組織ですんでそれぞれ責任の所在、こういっ
たものが分かれておると思います。いわゆる服務、その役職のなすべき責任、それについて
お答えください。

○議長（森 昇君） 消防長 吉田一幸君。

○消防長（吉田一幸君） 消防団員には階級の基準というのがございまして、団長、副団長、
分団長、副分団長、部長、班長、団員というふうに準則で決められております。それぞれの
立場というか階級によって、当然責任というか任務がありますが、はっきり明確にうたわれ
ておりますのは団長でございまして、そのほかについては団長、上司の補佐をするというふ
うなことになっております。

当然、団長については、消防団を統括、監督するのはもちろんでございます。当然、副団
長につきましては、それを補佐するというのがはっきり明確にうたわれております。

もう一つ、消防力の整備指針というのがございまして、この中には消防隊という形を運用
するに当たっては、その隊について、ある階級の者を乗せてそれを運用しなさいよというふう
になっておりまして、例えば消防隊、消防ポンプ車1体を動かす場合であれば、消防職員で
あれば消防司令補または消防士長の階級の者を隊長として乗せるようにしなさいというふう
なことになっております。これが消防団に当てはめると、同じように部長または班長をそ

の隊長として乗せなさいというような形で、明確にここに階級はうたってございます。

もう一つ、これが消防ポンプ車じゃなくて手引き動力ポンプ、もしくは小型動力ポンプの操作に当たっては、班長をその中の隊長として設けるべきだというふうに整備指針の中では、うたってございますので、そこがはっきり階級がうたわれている指針でございます。以上でございます。

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 消防の再編後、それぞれ複雑な構造になりまして、こういったものが明確に見えてこない状況になるというか、組織図であると思います。組織でありますので、それぞれ階級によって責任のあり方というのは当然違います。それを対価にあらわして報酬として払われておる、そういう認識の中でいくと、班長と部長の違いというのは余り明確に見えてこない。確かに組織の中にはそういったことがうたわれております。この辺の見直しをされるなら、その辺の役職の責任の所在、何をすべきかというところをやっぱり一覧にすべきやないかというふうに思いますが、消防長、いかがでしょうか。

○議長（森 昇君） 消防長 吉田一幸君。

○消防長（吉田一幸君） 星野議員の言われることは、もっともだと思います。

ただ、今ちょうどはっきり責任が明確にされていないというふうな階級が、部長・班長というレベルだと思います。そのほかについては分団の中に分団長がいますから当然分団を統括すべく、副分団長はそれを補佐するということではっきりしていると思います。

今現在の班長・部長という階級を残しておりますのは、再編検討会議の中で部を廃し、分団を末端の組織ということにするというのを決定いたしまして、じゃあ部長・班長というのは、以前、合併前の段階では、海津・平田地区については何々部というのは残ってそこに部長がいたと。南濃町については部がなくて何々班というのがあって、そこに班長、それが長としていたということでございましたので、分団になればいいんじゃないかというお話もありましたが、その検討の中で、じゃあ入ったばかりの人も団員、10年以上経験した人も同じ団員ということでは、長年経験しているという差別化が図れないということもあると思ったんです。一生懸命やる上で、長年やっていただきたいという気持ちは消防本部にもございますので、極力長くやっていただければそれに見合った階級というものがあるべきだろうと。消防本部ももちろん消防士の上に消防副士長、その上に消防士長という形でございます。ですから、士気を鼓舞する上でも階級というものを残すべきだろうと、そもそも班長・部長という階級はあるべきだろう。

先ほど申しましたとおり、やっぱり隊の隊長というクラスは部長・班長というのが団ではしかり、消防署であれば消防士長・司令補というふうな形の階級があつて初めてそこに該当するわけですので、先ほど申しました整備指針の中でもそれがうたわれておりますので、階

級としては残すべきであって、またそれを車両長というふうにはっきりうたうというのも、例えばその分団については階級の方が見えないというふうなことも、また生じてしまっは、それを指針に合っていない運用をしているというふうな形にもなってしまいますので、余りここははっきりうたうことなく、整備指針に基づいて班長・部長がみえる。

そういう形と、あと今現在の運用では、班長については5年以上10年未満の在籍されている方を班長とさせていただいておりまして、10年以上の方を部長という階級にしてもらって、階級章もつけていただいている。それを励みにして、さらに務めていただきたいという思いで階級を残しておりますので、このところは団員の方には当然5年以上10年未満の方は班長になっていただくと、10年以上の方は部長という階級をつけていただくということは、お知らせはしておりますので、内々といったら変ですけども、内部の決まりということで階級を残していきたい。はっきり言うとあわせて残していきたいというふうな思いでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 思いだけ聞いて、私が反対をしておるわけでもない。いわゆる24年4月1日から施行されて、その当時の団員で階級の予算が組み立てられるわけなんです。そうすると、何を基準でこの予算が定まっていくかということ、先ほどくしくも消防長がおっしゃったように、5年以上についてはこの金額にします、10年以上勤続の者にはこれだけにしますという、その根拠が当然出てこなければいけないのが実務レベルではなかろうかな。慣例で行います、それでは予算が成り立たないと思います。したがって、その表をおつけになったらどうですかという提案をただけでありますので、これは総務のほう、よろしくお願いいたします。期待しております。よろしくお願いいたします。

○議長（森 昇君） ほかにございませんか。

〔11番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 服部寿君。

○11番（服部 寿君） 市長の議案第66号の提案説明の中に、いわゆる水防業務を引き継ぐ、そして我々の手元に出されました提出議案の概要の中には、平成24年3月31日をもって高須輪中水防団及び南濃水防団を解散し、水防業務を消防団に任せるため、報酬を上げるということになっておりますが、私ども議員に対して平成24年3月31日をもって高須輪中水防団を廃止するという条例も上がってきませんし、耳にもしたこともございませんが、これはいつ決まったものでしょうか、お答えください。

○議長（森 昇君） 建設部長 丹羽功君。

○建設部長（丹羽 功君） 海津市の水防団につきましては、合併当時から高須輪中水防団は専任でございます。南濃水防団は消防団との兼務でございます。このように、同じ市の中で

ちょっと変則的な運営をやっておるようなことで、今の適正な組織体制を検討するためにはということで、平成21年と22年度にかけて海津市水防団再編検討会議を開催いただきました。その中で市長のほうに結果が報告されまして、検討会議において平成24年度から海津市消防団へ水防業務を移行すると、そういう旨の検討結果報告が出されました。

市はこの結果を受けとめ、その方針に沿って進めていくということで、ことしの4月には高須輪中水防団の分団長会とか、同じく南濃水防団の幹部会においてそのようなことを報告させていただきまして、また同じ4月には市の自治連合会の自治会においても同様の報告をし、また同じ4月にも議会全員協議会においても報告させていただき、その後、5月につきましては全自治会長、区長さんが参集されます自治連合会においても、そのような方向でいくという方針を報告させていただいております。

○議長（森 昇君） 服部寿君。

○11番（服部 寿君） 部長おっしゃいましたように、全協で確かに検討会の答申、市長に出されて、その旨進めていくということがありましたけれども、我々議会としては市民に対しても私も言っていない、いわゆる条例改正に至る水防団の廃止条例が上がってきていません、現状では。それでもって今回このような報酬を上げるという条例を上げられても、高須輪中水防団、南濃水防団は今現状では条例では残っておるんですよ。私も現職の水防団員で2年間、市長からことし任命を受けました。当然2年間やるというつもりでおります、要は任命を受けましたので。いわゆる2年間で1年間やめるという、これももらっていません。当然ですが、いわゆる条例が上がってきていないんですよ。

これで私が聞くのは、いわゆる水防団の廃止条例を上げてから、これを上げるのが先ではないかと思うんですけれども、その点は条例の上げ方として問題はないのでしょうか。

○議長（森 昇君） 建設部長 丹羽功君。

○建設部長（丹羽 功君） 今回消防のほうが上がってございますが、水防団のほうの条例改正を一応来年の3月に上げたいというふうに計画しております。以上でございます。

○議長（森 昇君） 服部寿君。

○11番（服部 寿君） 3回目ですけれども、いわゆる僕が聞いたのは問題はないでしょうかということで、まずお答えください。

それで、3月に第1回定例会に上げてきたとして、もしも水防団を存続しようという議会が判断した場合に、この条例は可決なり、可決するかわかりませんよ、いわゆる幹部クラスの報酬を上げるということになった場合に、水防団の廃止条例が否決になった場合に、海津市には水防団は残り、しかしながら水防業務を消防団に移行するというので報酬を上げると、二重の相反することができるんじゃないかと心配するものですから質問していますので、お答えください。

○議長（森 昇君） 副市長 後藤昌司君。

○副市長（後藤昌司君） 服部議員の御質問にお答えをさせていただきますが、今回、消防団の報酬のほうを上げさせていただくという御提案をさせていただいております。これは、先ほど市長のほうからも提案説明の中で御説明をさせていただいておりますが、政府の第3次補正予算の国会提出に合わせまして、国から消防団員の処遇改善を図りなさいというふうな通達が今回出ております。水防団業務をあわせて行うというのが強調されまして、ひとり歩きしておるわけございまして、非常に私どものその辺の当初の説明が不備ございまして、まことに申しわけございませんが、そういったことも要因ではございますが、一時的な要因といたしましては、先ほど申し上げましたように消防団員の装備の充実を含めまして処遇改善を図るとというのが第一義の目的でございまして、今回条例のほうを上げさせていただいております。

先ほど建設部長のほうから答弁をさせていただきましたように、3月に水防団関係の廃止条例等は御提案をまたさせていただきたいというふうに考えておりますので、その折にはまたよろしく御審議を賜りまして御議決賜りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○11番（服部 寿君） 議長、もう一回許していただけますでしょうか。

○議長（森 昇君） はい、どうぞ。

○11番（服部 寿君） ありがとうございます。

私が聞いておるのは、廃止条例とこれがいわゆる前後するのは問題ないのかということで、まだお答えがないんですが。

それと、水防業務を引き継ぐのを抜きにして消防団員の申しわけないけれども向上と、いわゆる報酬を上げるということなんですが、他市町の現状で、金額の上乗せが水防業務を抜きにするとするならば妥当である金額の上げ幅なのか、それなら私も結構です。しかしながら、提案理由の説明の中にありますし、当然概要にもあります水防業務を引き継ぐ、その対価というか、お世話になるので上げるというふうな説明でありますので、それなら今、高須輪中水防団及び南濃水防団の廃止条例を上げるのが先ではないかということで、前後することに問題はないのかということで、問題なければ私も3月に上がってくるとき、また水防団のことは質問させていただきますが、その点だけお答えください。

○議長（森 昇君） 副市長 後藤昌司君。

○副市長（後藤昌司君） 今現状で、大垣市さん、羽島市さんがたしか水防団を今でも存続させておみえになっておると思います。そちらの消防団員の報酬等と比べまして、海津市はそんなに高くございません。低うございますので、今回こういった措置をさせていただいておりますが、その辺の金額的な詳細につきましては、消防長のほうで今現在把握してお

るなら答弁をこれからさせますので、よろしく願いいたします。

それともう1点でございますが、こういった条例案件、今回消防のほうを上げさせていただいて、3月に水防団の廃止に関する条例を上げさせていただくということでございますが、芳しくないというようなことであろうというふうに私どもは考えております。本来ですと、同じ本会議に上程をさせていただいて御議決を賜るとというのが本意でございますが、こういった形で上げさせていただいたことを本当に深くおわびを申し上げまして、よろしく御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（森 昇君） 消防長 吉田一幸君。

○消防長（吉田一幸君） 報酬の額についてでございますが、まず、国が消防団の充実強化についてという通知で要するに標準的な国が示す報酬額でございますが、国が示す額というのは標準単価でございますが、団員につきましては年額3万6,500円、中でも申しまして団長さんが8万2,500円という額が標準単価になってございます。

じゃ、現実に県下とか近辺の単価はどうなっているのということでございますけれども、これが国全体にしてみますと最高に高いところでいえば17万4,000円とか、一番低いところでは8,800円とか、これはもうまちまちでございます。やっぱり標準という単価はそれを基準にして上限があるんだと思いますが、そのように大きく開きがございまして、県下で高いところで申しますと団員報酬、団員さんが3万7,500円から低いところでは5,000円というふうな形で、幅が物すごい広うございます。ですから、国が消防団の充実強化というところで要請がありますのは、単価に近づけると、低いところについては標準単価になるべく近づけるように団員のために頑張ってくれというふうなことで要請を受けておりますので、余り他市町の金額については比較にならないんですけれども、この間について、上は上、下は下、すごい開きがあるということだけ御承知ください。以上でございます。

○議長（森 昇君） ほかにございせんか。

〔「産建でお願いできませんか」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 議長、休憩をお願いしたいんですが、ちょっと時間を下さい。

○議長（森 昇君） はい。

○15番（星野勇生君） 実は今、服部議員がおっしゃった、私は産建でありますので、そこでこの問題をやろうかなということを思ったんですが、実は総務に関係することで海津市行政組織規則、この中で総務課の事務分掌内容の中に条例規則等の制定及び改廃に関することがあります。総務の中で水防のことについて何か協議をされた形跡はあるんでしょうか。下から上がってこないからやらない、これでは事務分掌は何だということになるんですが、どうですか、総務部長。

○議長（森 昇君） 総務部長 福田政春君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（福田政春君） 条例の改廃につきましての水防関係の条例については、今のところ協議がまだございません。

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 協議がない、副市長が「余り好ましくないでしょうね」とおっしゃっている。そんなことを何で協議しないんですか。事務分掌は、これは何のためにつくったんですか。こういったことが、なおざりになっていませんか。そう思いませんか。だから、担当の部から条例が上がってこないと審議をしない、そういった性格が今の服部議員の御意見であろうと私は思うんです。

その辺、議長、今後しっかりと詰めをおやりになって、今後の対応を図っていただきたいと思えます。

○議長（森 昇君） はい、わかりました。

ほかにございませんか。

[13番議員挙手]

○議長（森 昇君） 飯田洋君。

○13番（飯田 洋君） 今月の市報の最後のページに消防団員募集という記事がありましたんですが、その中で明らかに女性の絵がかいてありましたんですけれども、市として女性の消防団員の募集というのはどのように考えておられるのか。今回の報酬等についての関連といえますか、男女平等ですので同じような形でなされるおつもりなのか。

それと、団員の募集は消防団員あるいは自治会にお願いをして、現在大体、今定数を確保しておられるんですけれども、こういった募集の仕方、定員のことについてもお願いをします。

それから、今回、水防団の廃止について水防工法というのが非常に熟練が要るということで、訓練が必要ということで、熟練の団員の方には指導者として残っていただくというようなことをお聞きしておるんですが、この方たちの処遇といいますのは、将来ですけれども、消防団員のどこかの階級に位置づけをして報酬を支払われるのか、それとも別の形で8節の報償費で訓練を指導していただいたときに報償費として支払われるのか、どのような形で水防工法を維持していかれるのか、その点について2点お願いしたいと思えます。

○議長（森 昇君） 消防長 吉田一幸君。

○消防長（吉田一幸君） まず一つ目の、女性消防団員のことについてでございます。

現に採用と申しますか、女性消防団というふうな形で組織の中に組み込んでいる市町がございますが、大半が女性消防団員は別分団というふうな格好でして、広報等を中心に行っていただくというふうな形をとっておみえです。海津市の場合はそういう特別な分団というか、

団の中の別組織というふうな格好はつくっておりませんので、もちろん条例等々の中には男女の区別は一行もございません。男だからとかというふうな規定はございませんので、どなたでも応募していただけることになっております。仮にもし応募していただくということになれば、男性と同じように消防活動を中心をお願いするということになります。ですから、なかなか現状では入りにくい状況かなというふうな形を持っておりますが、男女の区別はございませんので、私も同じようにやるんやという気持ちで入っていただければ、当然同じような活動をお願いしたいというふうに思っております。

もう一つ、水防関係です。工法の維持というか伝承と申しますか、それについてどうするかということですが、現在というか来年度予算のことにかかわることですが、けれども、水防指導者というふうな形で在籍というか、指導していただくというふうに思っております。それはどのような形でというふうなことでございますが、どちらかという消防団の今の顧問・参与的な立場で水防指導者という名称で、仮称でございますけれども、そのような形で残っていただきまして指導のたびに報酬というか、報償というんですか、お礼をするというふうな形で当分の間は在籍というか、そういう位置づけでお願いしたいというふうに考えております。

○議長（森 昇君） ほかがございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで議案質疑の途中でございますが、しばらく休憩をとりたいと思いますので、よろしく申し上げます。10時55分に再開したいと思いますので、よろしく申し上げます。

（午前10時46分）

○議長（森 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時55分）

○議長（森 昇君） 議案第67号 字区域の変更についての質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第68号 指定管理者の指定についての質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） ありませんか。質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第69号 指定管理者の指定についての質疑を許可します。

[8 番議員挙手]

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） すみません、堀田でございます。

今回、期限が来たということで、指定管理にしてあるからこそ管理者が変わるということがあるんですけども、働いてみえる人、こういう方に対する対応というのをどのようにしていただけるのか。やっぱり今なかなか本当に仕事を探すのも大変な状態でありますので、この部分についてどのように考えておられるのかだけ教えてください。

○議長（森 昇君） 市民福祉部長 木村元康君。

○市民福祉部長（木村元康君） お答えいたします。

今回の指定管理者の選定に当たりまして、選定委員会のほうから意見書をいただいております。その中で現従業員の継続雇用について極力配慮することという御意見をいただきまして、それをそのまま今回、三和サービスさんに対しまして、選定の通知書の中でこの文言を入れさせていただきましてお願いをしておるのが現状でございます。

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） 選定委員会のほうからは極力配慮してほしいというふうなことでありましたが、配慮していただけるというお答えがあったのでしょうか、そこもお願いします。

○議長（森 昇君） 市民福祉部長 木村元康君。

○市民福祉部長（木村元康君） これは強制ができるものではございません。したがって、私どもの意向は三和サービスさん側に伝わっておるものと思っております。

○議長（森 昇君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第70号 海津市公共下水道南濃中南部浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま質疑を行いました議案第57号から議案第70号までの14議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号から議案第70号までの14議

案は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定をしました。

なお、審査は12月15日までに終了し、議長に報告をお願いします。

◎請願第3号について

○議長（森 昇君） 続きます、日程第20、請願第3号について議題といたします。

平成23年10月21日に受理しました請願は、会議規則第132条第1項の規定により、お手元に配付してあります請願文書表のとおり総務委員会に審査を付託しますので、よろしく願いをいたします。

なお、審査は12月15日までに終了し、議長に報告をお願いいたします。

◎請願第4号について

○議長（森 昇君） 続きます、日程第21、請願第4号について議題といたします。

お諮りします。平成23年11月28日に受理しました請願第4号については、会議規則第132条第1項ただし書きの規定により、委員会の付託を省略したいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 今、議長がただし書きを運用して委員会に付託をしない議長の決定権を行使されました。ちょっとその辺で確認をしておきます。

海津市のホームページに請願・陳情の提出というのが市民にお知らせがしてあります。その中で、言葉を全部読むといいんですが、請願の内容に該当する常任委員会で審査をすると一応書いてあります。それから、その経過及び結果を本会議に報告をして採択をされる、いわゆる議会の調査権が発動される旨の条項であると思います。今回、このただし書きを利用されたというか、それをもって委員会に付託をしない、付託する必要がないと認められた理由、このことについて議長から御報告をいただきたいと思います。

○議長（森 昇君） この請願は当初、議員発議でというお話もございましたけれども、すぐ後に請願が出てまいりました。それで、議会運営委員会の中で審査をしていただくと、こういうことも含めて最終的には私が判断をしたわけですが、議会運営委員会の中の審査に基づいてでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） ありがとうございます。事前に資料としてお配りいただきまして、あ

りがとうございました。その中の文書を読みますと「議会運営委員会で初日に即決をお願いするところですが」、これは議会事務局長の名で出されております。いわゆる議長が即決をされたという形跡が実はないんですね。それで、議会に上程されるというのは、何かの理由がないわけには私は成立しないのではなかろうか。特に請願提出者、いわゆる今回は高須輪中土地改良区理事長さんですが、この人の思いを我々は聞く機会がないんです。それをもって請願を受理するかしらないか。意見書を提出したいならその委員会が意見書をつくって議員発議、委員会発議をすればいい、こういうのは手続上の問題ではなかったかな。議長は委員会で決していただいたんでやりますと、けど議会運営委員会に請願の審査を付託した形跡が実は議会にはないんです。したがって、手順的な問題としてこういった手法があつたらあつたら請願ありますが、すべて大事なもので民意が反映される部分なんですよ。

だから、これ1点だけよろしくお願ひしますというのは、私は同意ができません。大変恐縮です。したがって、できれば請願付託表の一番下、付託委員会をなるべく定められて、会期末を待たずに委員会を開催すればいいんですよね。その結果を議会に報告をいただいて粛々とお進めいただいたらというのが私の意見なんです。

議長はどういった理由で即決をされることにしたのか、なぜ即決をしなければならなかったのか、このことをお答えいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（森 昇君） この問題についてはいろいろ周りから意見が出ておまして、海津市の議会として何もアピールしないのはおかしいんじゃないかと、こういうことも思いました。最終日を待たずに初日に皆さんにお願ひして、即決でお願ひしていきたくと、そんなことを思ったわけでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 思いとしてはわかりました。

ただ、これは長良川河口堰の問題だけじゃないんです。実は、津屋川・揖斐川水系の津屋川に水門があるんです。ここの開門を絶えず地元が要望して今開いておるんですね。あれも確かに潮どめ堰です。塩分が遡上しないように、満潮時には閉めるというのが基本で運用されておるようですが、こういったものも一緒にあわせて私自身が考えていかなければいかんのかな。提案した一人でありますので、私はこの内容についてとやかくじゃなくて、いわゆる海津市の議会議員としてどういったことが必要であるか、提案された人はどういう思いでされたか、そういったものを後世に記録として残す必要があるのではなかろうか、そういう思いで今お尋ねしております。その辺お含みおきしておいてほしいな、そんな思いでありますので、今後このまま進めていただいて結構ですが、いささか拙速であるというふうに思いました。

○議長（森 昇君） はい。

[8 番議員挙手]

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○8 番（堀田みつ子君） 星野議員が言われるように違う部分もあるんですけども、実際に資料としての検討するべき内容は多々あると思うのに、なぜここのを即決にするのかということだけを思います。委員会に付託していただきたいというふうに思って発言させていただきました。よろしくお願いします。

○議長（森 昇君） はい、わかりました。

この件につきましては御異議がありますので、起立によって採決をいたしたいと思えます。

○16番（永田武秀君） ちょっと待ってよ、何を採決するの。ちょっとまだ意見を述べたらいかなのかな、これ。

○議長（森 昇君） 付託。

○16番（永田武秀君） いやいや、だから付託もそうやけれども、これについての。

[「違う、付託をするかしないかというのを今」 と呼ぶ者あり]

○16番（永田武秀君） 先、それだけの話か。

○議長（森 昇君） そうです。

○15番（星野勇生君） でも、それは議長の決定権の中でやられたことやで、それを採決とするというのはおかしい。議長が定めたことについて統率権を持って与えられておるんで、それはしっかり進めてください。

○16番（永田武秀君） それによって僕は質問したいことがあるで。

○15番（星野勇生君） それはおかしいって。

○16番（永田武秀君） 違う、いや、それについての話じゃなくて内容について。それを本来、付託委員会で本当は議論してほしかったということをもって。

○議長（森 昇君） だから、即決かどうかということの問題でしょう。

[「議長、休憩、私語ばかりかなわん」 と呼ぶ者あり]

○議長（森 昇君） では、しばらく休憩します。

(午前 11 時 11 分)

○議長（森 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。再開したいと思います。

(午前 11 時 12 分)

○議長（森 昇君） 先ほどの件でございますけれども、委員会に付託をせずに即決でお願いしていきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（森 昇君） 御異議なしと認めます。
- 16番（永田武秀君） 意見は述べることはできるんでしょう。
- 議長（森 昇君） はい。
これより質疑を行います。

〔16番議員挙手〕

- 議長（森 昇君） 永田武秀君。
- 16番（永田武秀君） すみません、私はこれに異を唱えるということじゃなくして、もうちょっと私自身も考え方には基本的には今まで一貫して河口堰には賛成をしてきましたんで、これに対してとやかく言うつもりはないですけれども、ただ一つだけ、これはお答えいただけるのかいただけないのかわからないんですけれども、つまりこの中で一番、要するに開門する云々の中で塩害ということが一番問題になっておるわけでありましてけれども、そこで私はいつも自問自答しておるんですけれども、要するに揖斐川とそれから木曾川、まず河床の今の現在の高さ、それから長良川の河床の高さ、これは一遍どのぐらいあるのかということをお聞きしたら私はここで説明をしてもらいたいと思う。

それともう一つは、揖斐川なんかでもそうでございますけれども、木曾川もそうですけれども、いわゆる馬飼大橋のところに堰がありますね。その間は海水の遡上はいつもあるわけです。それから、揖斐川も大体見ておるとよく通るんですけれども、今尾橋付近までは要するに潮の満ち引きの干満があると。その場合、絶えず私は疑問に思うんですけども、これは、きょうじゃなくてもいいんですけれども、やっぱりある程度検証してもらいたいなというのは、要するに揖斐川流域とそれから木曾川流域に現在、本当に塩害があるのかないのか。これは河口堰をあけたら塩害があると言うけれども、じゃ、揖斐川や木曾川は絶えず毎日のように潮の満ち引きがあるわけですね。それが果たして本当に塩害というのがどうなのか、状況、これは一つ、私はこれに反対する意味じゃないです、賛成ですのでいいですけれども、そういうことについてもやっぱり議会としては検証していく必要があるんじゃないかなという私は問題提起だけしたいと思いますし、紹介議員の方でそれについては御説明をいただけるんなら御説明を、関連質問ということで御質問をいただきたい。この2点、お願いします。

- 議長（森 昇君） 西脇幸雄君。
- 17番（西脇幸雄君） このことについては、皆さん方にまだ請願を私なりに紹介者として朗読もしていませんので、その後、文面によって私なりに今、永田議員が言われることについては答弁をさせていただきたいというふうに思いますが、ここでただそれだけのことでやりとりをする、そういう立場やないというふうに私は思っておりますが、いかがなものですか、議長。

○16番（永田武秀君） ちょっとまだ僕のことに対してあらへんの。これで終わりなの。

○議長（森 昇君） 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） それで、要するに今こんなことを議場でやり合うことではないんですけども、紹介議員さんはこれを朗読したらお答えをされると言われるんですけども、じゃ、それならそのような手順を私はやっていただきたいと思うし、できるだけ私はそういうところで今の議会というのは議論もした結果、こういうものを採択して、いわゆる意見書を中央に送ったんだという、そういうふうな記録も私は大事やと思うんですよ。出たから、はい、異議なしではなくして、やっぱり市民の中にもそういうふうなことについても疑問に思ってみえる人もあるし、私自身もそれに対しては正確な答えはできないのは本当です。しかし、おっしゃることについては、これは趣旨としては私は賛成ですので、くどいようですけども。ただ、そのあたりについては一応もしお答えできる方が見えるならお答えをいただきたいということですけども、議長、それはどのように進めていただけるのでしょうか。

○議長（森 昇君） それについては意見書が出されてからまた質問をいただけますか、それは。

〔12番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 水谷武博君。

○12番（水谷武博君） 私が言うことではありませんけれども、本来、今、西脇議員が言われたように意見書の中にそのところ、案がありますね。結局、ここの最後に書いてありますが、開門調査によって塩害を起こさないようにするために万全な体制をとらなければ、仮に塩害が生じた場合、一体だれが補償するのですかと極めて議論はされておられません。だから、適切な運用を求めるということが、これはきょうの請願の趣旨やないのでしょうか。永田議員が言っておられることも同じことやと思う。

だから、同じことを言って永田議員と、あ、ごめん、ちょっと今とまっておるんですか、これは。

○議長（森 昇君） いや、とめていないです。

○12番（水谷武博君） 失礼しました。じゃ、改めて申し上げます。

私の個人的な意見、私は請願の紹介議員ではありませんので、発言権があるかどうかわかりませんが、議長、お許しをいただけますか。

○議長（森 昇君） はい。

○12番（水谷武博君） ということで、意見書を読んでおりますと永田議員も私も同じことで、書いてございますことは、この文章の中に、長良川河口堰の開門調査が、愛知県側でやってこられた開門に向けて議論が進めておられます。開門調査によって、塩害を起こさないようにするための万全な対策とは何か、また仮に塩害被害が生じた場合は一体だれが補償するの

か、極めて重要な事項であっても全く議論がなされておりません。最後に締めくくりは、絶対に塩害は発生させないような前提のもとで治水安全度を確保するというので、適切な運用をしていただきたいというのが要望書でございますので、私もそのあたり、永田議員も言っておられることはまさに同じだと思います。

要望書の題の長良川河口堰の適切な運用を求める意見書でございますので、適切な運用を求めるということですが、私は大賛成でございますので議論はこの議論だと思いますけれども、塩害がどこにどうしてあるのかということが私個人も永田議員と同じで、本当にどれだけあるのかないのかということも私もあるのでございますけれども、きょうのこの請願の趣旨はそこにあるんじゃないかと思います。以上です。

〔「議長、終わったら発言を許してください」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 平成17年に海津市になって、この問題が私の身近な話として出てまいりました。ここの請願の要旨の中に、長良川河口堰の建設目的に即した適切な運用、じゃ長良川河口堰の建設目的というのは、紹介議員はどのように把握をされておられますか。

○議長（森 昇君） 西脇幸雄君。

○17番（西脇幸雄君） 私から、今、星野議員のことについてお答えをさせていただきたいと思います。

請願の頭出しに書いてあるんですけども、私なりにやはり星野議員が言われることについては提出者でございます。一応、提出者が内容を皆さん方に読み上げさせていただきまして、それで御質問等々を受けて、それが私は流れやないかなと、ここでお互いに議論をし合うことは私は差し控えさせていただきたいと思います。

○15番（星野勇生君） 議長、ここの堰の建設目的を知りたいんです。これは我々は承知しておりません。お願いします。

○議長（森 昇君） 西脇幸雄君。

○17番（西脇幸雄君） 堰の建設目的は、やはり堰をつくるに対して大変洪水がそれによって確かに少なくなる、そして堰によってはそのように、しゅんせつがそのことによって、今まで長良川は大変洪水に悩まされた海津市民でございますけれども、揖斐川も南濃町でもそうでございますけれども、そのような目的で河口堰は私は建設されたというふうに思っておりますとともに、塩害を遡上するというので、塩害の防止にもということもあるというふうに認識しておる一人でございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 河口堰の歴史を見的过程中でいろんな問題が出てまいりました、当初に申し上げたように賛成反対論がありますが。

せんでって河口堰の管理所に行ってまいりました。そうしたら、実は今、心配されておる津波の問題で、治水上の安全性については保障できない、端的に申し上げて私はそういうふうに判断いたしました。いわゆる何か起きたときには、この前、市長がおっしゃったように基準があったらあけますよ、そういったことを踏まえると建設目的で今、西脇議員が紹介者として説明されたとは、ちょっと私の考え方と違うかな。請願の今、文書の話ですんで執行部にはお尋ねしにくいんですが、この辺を請願者氏名であります土地改良区の理事長さんが、お答えを私は聞きたかったんです。だから、こういう理由だから現行そんなにちよくちよくあけてもらおうと、季節的にはパイプラインに塩水がまじって田んぼに塩害が出る可能性があるという説明が全くなされずに、こういった審査をするというのが非常に今私自身は困惑いたしております。

先ほど申し上げたように、津屋川水門はそういった機能をわきまえながら開閉を行っておるんです。だから、先ほど永田議員がおっしゃったように揖斐川の問題と木曾川の問題と河口堰の長良川の問題としてとらえていかないと、この建設目的では治水は余りなじまないのではないかなというふうにとらえておりますが、この後、趣旨だけで判断させていただいたらいかんかもわからんけれども、どうもこの趣旨ではないのやないかな。確かに遡上して塩害が出たら困るんですけれども、そのことを紹介者のまた一人、服部議員さんがお見えになります。どうのお考えか、紹介者の御意見を賜りたいと思います。議長、よろしく願います。

○議長（森 昇君） 服部寿君。

○11番（服部 寿君） 私も西脇議員とともに紹介議員でございますので、星野議員の質問に対して正確な答えになるかどうかわかりませんが、私の思いを述べさせていただきます。

長良川河口堰の建設に対しては、私はそのときにはまだ成人ではなかったかと思っておりますけれども、いわゆる目的を私なりに理解しますと、当然、治水対策のために河口堰をつくられました。そのためにはいわゆるマウンドといいますか、河床底を下げなければいけないということで、しゅんせつをされました。その結果、いわゆる塩害、塩水が遡上していくということもございますので、適正な運用という形でゲートを上げ下げしていただいております。ですから、当初の目的は治水対策でマウンドをしゅんせつする、しゅんせつすることによって塩害が遡上する、それを防止するために門を閉めておくということで、その結果、今パイプラインもございました。そこからも農業用水を取水しまして、そのため広大な穀倉地帯が守られておるということで理解をいたしております。

それで、過日、愛知県側から開門調査の意見書という結果を出されまして、その調査によって塩害が本当にどうか、これはわかりませんが、しかしながら今の水谷議員もおっしゃ

ったように、出たらだれが責任を持つんかと、その方々が言われたら責任持ってくれるんかと。いやいや、そんなことは持ってられませんと。一体だれがということで、今言った適切な運用を求めるといふことをごさいますので。しかしながら、それで塩害が出たらだれが責任を持つかというのもありますので、今の現状のいわゆる運用をお願いするといふことをごさいますので、御理解いただければありがたいかなと思います。以上です。

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） わかりました。それは意見書の中で発案されたらまた言葉として発するかもわかりませんが、今は文書表に基づいてどういった背景で出されたか、どういった背景でこれが審査されるべきか、それを私は考えながらお尋ねをしておるんです。いわゆる請願紹介議員というのはこの内容について賛意を示す。賛同せえと書いていない、賛意を示す。ですから、内容はそれなりの熟知をされての紹介議員であると認識をいたしておりますが、当時の記録を拝聴すると、当然、マウンドのしゅんせつ、これが河川の改修安全度を守るための手法の一つであったと思います。ところが、今では深さを求めるんじゃなくて幅と高さを求めております。川底をさらえて、マウンドというのは山々になっておって、それを取ったことによる塩水が遡上することは当然ありますので、それを開閉で調整をとる。でも、今に余りなじまないんですが、そういったことを歴史の中で勉強しながらさせてもらった一人としては、お答えとしては余り適切じゃないのやないかなといふことを感じました。

あとは意見書が出たときに申し上げますが、こういったことを踏まえて請願が後々いろんな形で影響を受けないように十分審議いたしましょう、そう思います。議長、ありがとうございました。

○議長（森 昇君） はい。

[8 番議員挙手]

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） それでは、紹介者の方にお尋ねしたいんですけれども、この中の文章をずっと読ませていただいて、一つには、確かに塩害の問題については皆さん不安に思われる、そういうことは理解はできます。しかし、議論の中で塩害が起こるかどうかわからない、やってみなければわからないから、議論、論調の意見がいつどこで行われているのか。塩害について第4回の検討検証専門委員会の会議があるんですけれども、もう全部が全部読み込んでいるわけではありませんが、どこにそういうことが書いているのかなと思うといふことと、塩害が起こる根拠というものを数値なり何なりでお答えいただきたいといふこと。

それと、実際に河口堰が建設される以前に塩害はあったのかどうか。それとともに、取水は年じゅう行うのか、かんがい域のみではないかなと思うんですけれども。それとともに、今、水資源機構のほうでアンダーフローだとか、いろんな運用がされて結局はあけられてい

る時期というのもあると思うんですけども、それに対する考え方とか、それと海水が遡上してくるときというのはどういう時期かという、そういうこととかもお尋ねしたいですし、それとともにしゅんせつされた部分にまた再びマウンドが形成されているというふうな報告も中にあるはずですけども、それについてのお考え方とかというのも教えてください。

○議長（森 昇君） 西脇幸雄君。

○17番（西脇幸雄君） 少し堀田議員についての御説明をさせていただきたいと思います。

今、堀田議員言われるような中身のことについては、長良川河口堰専門委員会というのが名古屋市のほうで東京の方、皆さん方が11回にわたっていろんな議論をしていただいている、そういう細かな私ども、提出者でございますが、そのことによって塩害が起きたらだれが補償すると、だれに責任をとっていただくということも議論をしていただいているもので、こういうことについても議論をしていただきたいということを水資源機構にお願いしているということが、今回の提出の理由でございますので、8人の専門委員会の皆さん方が11回にわたって検討調査をしてみえるということでございますが、このことによってはホームページで皆さん方に見ていただいているというふうに私は認識をしておるわけでございますが、その辺のところも踏まえてよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） 今ほんのちょっとだけ答えていただいただけで、あとの部分はそれこそ自分でホームページを見なさいよみたいな、そういう言い方をされましたけれども、紹介者としてそういったこともやっぱりそれなりに認識していただきたいということとともに、そういったことも議論のところ、テーブルにのせるというふうなことが本当に必要なもので、委員会に付託してほしいというのはそういった細かいところまで議論していくということが本当に今回大事だということを思って、先ほどは委員会付託しないということについて反対したわけですけども、やはり今お聞きした中で、じゃ、いつ遡上してくるのかとか、そんなことを言われなかったじゃないですか。

それから、一応はまずはしゅんせつしましたけれども、でも再びマウンドというのは出てくるということらしいです。今、最初に比べてはメートル数は少ないけれども、再びマウンドができ始めているというふうなことがあるそうですけれども、きちんとしたデータとしてそれがとられているわけではありません。

そういうようなことも含めてのテーブルにのるというのが、今回の愛知県で行われている河口堰の実証の検証専門委員会の役割ではないかなと私は思っているんですけども。そういう方とともに全部の3つの県、愛知、岐阜、三重というふうなところが一緒にテーブルのって、中身を検討していかなくてはいけないということをこの方たちは発信しているわけですから、今テーブルのって検討していくということは大切なことだと思うんですけども。

も、その点については全然そういうことも、そこで当然塩害はどうかとか、本当にどういようなことがあるのかということも含めての検討をしたいということで、開門は求められてはいますけれども、そういうことがまず前提だと思いますので、そういうところまでだめよというふうなことはどうかと思うんですけれども、それに対する認識をよろしく願います。

○議長（森 昇君） 服部寿君。

○11番（服部 寿君） 堀田議員と意見のやりとりをしておっても私の言っておることを多分理解されないと思いますが、いわゆる愛知県側で言われています塩害に関しては何も発せられていないんですよ。我々の主張している、やってみなわからんとか、今の話はどこまで来るか、だから僕らもわかりません。しかしながら、現実的に今河口堰の適切な運用をさせていただいて農地を守っていただいております。それを塩害が来たらどうかわからんと、じゃ、あけておくというんでは、僕らは話に、テーブルにのれないということで請願を出させていただいておりますので、平行線ですので何を言ってもわかりませんので、以上で終わります。

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） それでは、一つ専門委員会の考え方というのがあるんですけれども、その中には、長良川用水、かんがい用水の取水をしない10月1日から翌3月31日できるだけ早いときから開門調査をして、開門して調査を開始する。こういう中で開門した後でも何か問題が起きてきたときには閉門する。そういうことも含めて調査方法を提案してみえます。そのところを読まれましたでしょうか。

○議長（森 昇君） 服部寿君。

○11番（服部 寿君） 私は適切な運用を求めるといことですので、その点に関しても当然ですけれども、いわゆる国交省並びに水資源機構に運用を求めるといことですので、適切な。それで、その運用がいわゆるうちの知事も言っています細かな開門調査も一つかもわかりませんが、適切な運用を求めるといことですので御理解ください。

[5番議員挙手]

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○5番（六鹿正規君） 議長、ありがとうございます。

河口堰の問題につきましては、ここにも載っておりますように16年間運用されてきたと。私ども合併する前、旧3町、ちょうど松永市長のお父さんである松永清蔵氏を先頭に高須輪中を守るんだという思いで奮闘してまいりました。そして、今おかげをもちまして河口堰ができてまいりました。しかし、要はこういった環境問題等々の意見が出ている以上、私どもも16年間の間に新しく海津市に引っ越してみえた方も見えるかなというふうにも思います。

改めてここで私は河口堰の適切な運用を求めて、また環境の面からも十二分に環境にも配

慮もしてあるんだということを広く市民にも知っていただくためにも、私は今回、今こうして意見をお聞きしておりますと、やはり委員会に付託してさらなるデータをいただいた後に、私どもの議会がこの地域の地から塩害、また安全に過ごせるためにはどういったことが私どもに課せられた任務かなということ判断したいなというふうにも思いますので、できますれば委員会に付託をしていただければ幸いと存じます。そのお考えはあるかどうか。

○議長（森 昇君） 水谷武博君。

○12番（水谷武博君） 六鹿議員、委員会付託ということでございますけれども、私はこれは海津市議会として重要な案件だから、逆に言うと皆さんで議論するというのも大事なことだと思います。今までに議長、そして議会運営委員会で協議されて、きょう初日に採決を行うという事前のお話も聞いておりました。ということで、全員でこうやってお話をし、その中でいいか悪いかを判断されることは、私は委員会の6人だけじゃなくて、それも大事なことだと思います。

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○5番（六鹿正規君） 今まさしく水谷議員のほうから、これは全員でということの御発言がございました。私もできますれば、全員協議会等々の中で請願者も同席をいただいて請願の趣旨を十二分にお聞きして、さらなる細かいデータも全員協議会のほうに提出をしていただいて全員でやるのが、私はそれがいいのかなというふうにも思います。委員会付託が無理であれば、やはり全員協議会の席においてこういったことをお願いしたいというふうに提案をいたします。

○議長（森 昇君） ほかにありませんか、質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔8番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。登壇してください。

〔8番 堀田みつ子君 登壇〕

○8番（堀田みつ子君） それでは、長良川河口堰の適正な運用を求める請願書に反対の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

長良川河口堰の運用から16年となります。共産党としては建設当時から過大な利水計画や環境負荷など、建設に疑問を持ち、県でも問題提起してまいりました。今回、愛知県で長良川河口堰検証専門委員会が開かれております。河川環境を悪化させることへの警鐘を鳴らす方など、問題提起をしておられても、行政から軽視されてこられた学者の方も参加しておられます。請願にある塩害を懸念されることについてはよく理解はできますけれども、私は検

証専門委員会の会議録をすべて読んだわけではありませんけれども、第4回の塩害についての内容も一方的な議論がなされているとは思えません。先ほど紹介議員もしっかりとした内容を把握というほどのことはされていないように思いました。それでもなおかつ、こうして請願を採択するか不採択にするかというような、こうした議論がされること自体にいま一步疑問を持つものです。

そして、この問題は関係自治体が議論のテーブルに着くこと、そういうことが本当に大きな公共工事のあり方をこれからも検証する上でとても重要だと考えておりますので、この請願には賛成できません。ありがとうございました。

○議長（森 昇君） ただいま反対討論がございました。賛成討論ございますか。

〔11番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 服部寿君。

〔11番 服部寿君 登壇〕

○11番（服部 寿君） 請願第4号 長良川河口堰の適正な運用を求める請願について、請願の採択に賛成するものとして賛成討論を行います。

平成7年に長良川河口堰の運用が開始されて以来16年間、適切な運用により確実に塩水の浸入が防止され、安心して農業用水を取得されております。こうした中、本年、突然長良川河口堰の開門調査が掲げられ、開門に向けた議論の中で先人たちの苦労や努力など、過去の経過を軽視し、ないがしろにするような意見が散見されることは遺憾のきわみであり、高須輪中地域の農産物等への塩害の問題について無責任きわまりない意見は、到底受け入れられることはできません。高須輪中地域の農業を守るべく絶対に塩害は発生させないという前提のもとで、治水安全度を確保するという長良川河口堰の建設目的に即した適切な運用を行う必要があります。よって、請願採択に賛成するものであります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（森 昇君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより請願第4号についての採決をいたします。この採決は起立によって行います。

請願第4号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

○5番（六鹿正規君） 議長、5番、六鹿正規は退席をさせていただきます。

〔5番 六鹿正規君 退場〕

○議長（森 昇君） 賛成の方。

〔「議長、再度お願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） はい。請願第4号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（森 昇君） ありがとうございます。

総数16人、賛成14人。起立多数で、よって、請願第4号については採択することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩します。それでは、12時に再開したいと思います。

（午前 11時45分）

○議長（森 昇君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 0時00分）

○議長（森 昇君） 時間的にお昼になってきましたけれども、続けていきたいというふうに思いますので。

〔8番議員挙手〕

○議長（森 昇君） はい。

○8番（堀田みつ子君） この後もある程度請願とかもありますし、意見書が出されるのであろうと思われましても、時間というふうなことで言うとゆっくり審議するというのは大事だと思うので、一たん1時まで休憩というふうにしていただけませんか。

○議長（森 昇君） どうでしょうか、皆さん。

〔「反対、続行でお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） では、ただいま動議が出ましたけれども、堀田議員の意見に賛成の方。

〔発言する者あり〕

○議長（森 昇君） それでは、続けて行うのか、1時まで休憩するのかについての採決をします。

休憩をするという賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 昇君） 起立少数であり、引き続き審議を継続したいと思います。

ただいま長良川河口堰の適切な運用を求める意見書の提出がありましたので、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、長良川河口堰の適切な運用を求める意見書を追加日程第1とし、直ちに議題といたします。

なお、日程第22以降は繰り下げて行います。

ここで追加議事日程を配付したいと思います。

◎発議第4号 長良川河口堰の適切な運用を求める意見書について

○議長（森 昇君） それでは、追加日程第1、発議第4号 長良川河口堰の適切な運用を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

西脇幸雄君。

[17番 西脇幸雄君 登壇]

○17番（西脇幸雄君） それでは、発議第4号、平成23年12月8日、海津市議会議長 森昇様、提出者 海津市議会議員 西脇幸雄。賛成者 海津市議会議員 飯田洋、賛成者 海津市議会議員 服部寿。

長良川河口堰の適切な運用を求める意見書について。

上記の議案は、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

理由 長良川環境に配慮しつつ、岐阜県下で最大の穀倉地帯である高須輪中地域の農業を守るべく絶対に塩害を発生させないという前提のもとで、治水安全度を確保するという長良川河口堰の建設目的に即した適切な運用を強く求めるため。

長良川河口堰の適切な運用を求める意見書。

長良川河口堰は、長良川の治水、利水及び環境の観点からこれまで適切に運用されている施設であり、高須輪中に住む住民は、河口堰が運用開始されて以来、様々な恩恵を受けております。

治水面では、長良川はこれまで幾多の大洪水を発生させ、その都度、尊い生命と財産を奪ってきた暴れ川であり、流域住民は、水との闘いを繰り返しながら、これを治めることを悲願とし多くの努力を払ってきました。こうした中、平成7年、多くの関係者のご尽力により、長良川河口堰が完成したことを機に、大規模なしゅんせつが可能となり、さらに、「長良川河口堰緊急治水事業」が国や県など関係機関の連携のもと実施された結果、長良川の支川を含む沿川の治水安全度は飛躍的に向上し、現在では洪水時でも、安心して生活ができるようになりました。

利水面では、河口堰が確実に塩水を防止し、中部圏の発展を支える利水施設として重要な役割を担い、県内最大の穀倉地帯である高須輪中地域では、農業用水を安定して取水することにより、米や野菜など毎年約50億円に及ぶ農作物が生産されております。

環境面では「県の魚」であるアユ等の遡上や河口堰上流の水質にも配慮され、魚道の設置や本年4月から実施されている弾力的な運用など、全国にある堰の中でも、特に環境に配慮したきめ細やかなゲート操作をしていただいております。

このように、長良川河口堰は、今日まで16年間、適切な運用がなされ、長良川流域住民の安全・安心な暮らしや中部圏の発展に大きく寄与してきました。

そうした中、これまで共に足並みを揃え、協力してきた近隣地域において、本年突然、「長良川河口堰の開門調査」が掲げられ、開門に向けた議論が進められています。

これまで、その議論を注意深く見守ってきましたが、先人達の苦労や努力など過去の経緯を軽視し、ないがしろにするような意見が散見されることは遺憾の極みであり、特に心配している農作物等への塩害の問題では、「塩害が起こるかどうか分からない、やってみなければ分からないから、とりあえずやってみる」といった無責任極まりない意見については到底受け入れることはできません。

加えて、開門調査によって、塩害を起こさないようにするための万全な対策とは何か、また仮に塩害被害が生じた場合、一体誰がどのように補償するのか、など、極めて重要な事項についても全く議論がなされておられません。

長良川下流域の河川管理者である国土交通省と長良川河口堰の施設管理者である独立行政法人水資源機構におかれましては、「長良川河口堰の開門調査」への対応に関し、引き続き、河川環境に配慮しつつ、絶対に塩害は発生させないという前提のもとで治水安全度を確保するという、長良川河口堰の建設目的に即した適切な運用をしていただきますよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上。

平成23年12月8日。

岐阜県海津市議会。

国土交通大臣 前田武志様、独立行政法人水資源機構理事長 甲村謙友様。

以上でございます。どうかよろしく御採択をお願いいたします。

○議長（森 昇君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許可します。

[8 番議員挙手]

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） ありがとうございます。堀田でございます。

それでは、幾つか羅列して聞かせていただきます。

まず、意見書の文章を読む中でさまざまな恩恵を受けてきたとありますけれども、どのような恩恵かということちょっともう一度お願いしたいなということと、治水面では幾多の大洪水を発生させといういつ発生していて、例えば今回問題になるのは当然昔あったとかというんじゃなくして、近年いろんなことが整備された中で幾多の大洪水というふうなところ

の問題をお聞きしたいと思います。

それと、長良川河口堰が完成したことを機にしゅんせつが可能となりというよりも、しゅんせつをしたから、河口堰をつくらないかんというふうな流れでなかったかなと思うんですけども、その関係。

それと、利水の面ではどれぐらいの利用率があるのかなということを、そういうことをもとにこうしたことが書かれているんだろうと思いますので、どういうふうに考えられているのか。それから、先ほどちょっと別のところではございますけれども、いろんなところで水を少しは利用されていることだけでは聞きますけれども、利用されている上水の中でも知多水場なんか、実際は河口堰をつくるからそっちを利用しろというふうな形での利用だったと思うんです。バルブ一つでもとの水源の木曾川の水源に戻せるということをお聞きするんですけれども、そういうことなんかも考えた上での文章であるのかどうか。それから、アユの遡上も配慮されているといいながら、アユの小型化ということに対してどのようなことを考えられてこれを出されたのか。

それと、先ほどもですけれども、いろんなないがしろにするような意見が散見されるというふうに、先達の苦労や努力などの議論をないがしろにするというふうに言うならば、河口堰をつくったときの議論というので、問題提起をしていたところの意見をないがしろにしてきたというのが水資源機構であるとか、国土交通省ではなかったかと思うんですけども、それに対することをどう考えてみえるのか。

それから、先ほども星野議員は請願のところで聞かれたと思うんですけども、建設目的というところをすみませんけれども、もう一度お願いしたいと思います。

とりあえずそれだけよろしくお願いします。

○議長（森 昇君） 西脇幸雄君。

○17番（西脇幸雄君） 大変盛りだくさんの御質問等をいただきまして、順次御説明させていただきます。飛んでおったところは追加で、また御指摘をお願いしたいと思います。

どのような恩恵を今までしていただいておりますかと、長良川の河口堰のことについて恩恵でございますが、これまでずっと塩水についてのこともございましたが、それ以後、洪水には大変河口堰によって私たちは恩恵を受けております。昔ながら本当に大水が来ると、大変な長良川の橋から手を洗えるような洪水の中でございましたが、河口堰によってそのような洪水にも大変恩恵を受けておるというふうに一つは思っております。

また、そのような中で、塩水の長良川大藪大橋までは29.5キロメートルという、そこまで遡上を上ってくるというようなデータからも、塩水にも河口堰によって恩恵を受けておるのが現状でございます。そのような私は判断をしております。

それから、長良川からの利水をとっておるところでございますが、このことについては愛

知県も桑名市、それからまた三重県も北勢工業用水を長良川からとっておるということでございます。それぞれの流量については、一番多いのはやはり北勢工業用水と中勢の水道でございます。その次にはやはり桑名市でございます。名古屋市も若干水道も長良川河口堰からとっておるというのは現状でございます。その立米数についてはいろんなことが、きめ細かな数字等々のデータがございますけれども、また皆さん方が資料が欲しいということならお配りをさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、長良川しゅんせつにつきましては、やはり今まで大変、長良川河口堰から2キロメートル以内のところに大きな山がございました。そのことによって、しゅんせつをしていただいて、水の流れもきちっとなったかなというそういうような私なりに覚えておるわけでございます。大変古い話でございますが、以前には昭和27年ごろ、大変私も中学3年生のころでございました。長良川が勝賀の用水で決壊したというようなございました。その都度、いろんな洪水には、安八の決壊、それぞれの決壊が長良川には発生した。その都度、やはり河口堰のことについては、先ほど前からお話がございました松永清蔵先生と、前の、私もその一員で一生懸命に反対運動、賛成運動、いろんなことがございましたけれども、やっぱりその辺のところを見きわめながら、河口堰の恩恵を受けておるといふふうに私は思っております。以上でございますが、何かあときめ細かなことについてはまたお聞かせ願ひたいと思います。以上でございます。

○議長（森 昇君） 服部寿君。

○11番（服部 寿君） 漏れておる点を私から補足させていただきますが、まず、今の恩恵ですけれども、今、西脇議員がおっしゃったとおりでございます。平成7年からいわゆる運用開始以来、高水敷ブランケットには私の記憶ではのっておらない、大雨台風時でものっておらない。これはもうしゅんせつのおかげでございます。私も記憶があります。安八の決壊以降、堀田議員は長良川・揖斐川はよく御存じかもしれませんが、揖斐川はもう本当に申しわけございませんが、徳山ダムができる前でございますけれども、大変危険ではございましたけれども、河口堰ができた以来、長良川は非常に安全度を持っていただいております。

それから、アユの小型化ですけれども、私の記憶にはそんなことは聞いておりません。私の耳に入っておりません。

それから、建設目的でございますけれども、これは請願のときも申したとおり治水がもう第一目的でございます。そのおかげでしゅんせつしていただいて、塩害防止のために適切な運用をしていただき、農業用水等に利用させていただきます。

また、知多半島のバルブ、また木曾川から利水するとか、知多のことはわかりません。

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） ポイントだけ幾つか、先ほど恩恵という中に塩水が遡上してこない

というふうなことを言われましたけれども、実際に河口堰をつくる前、塩水が遡上してきたという、そういうふうなデータとか何かがあるんですか。聞いたら本当にそういうふうなことは見受けられないんですけれども。これは今テレビでも問題で取り上げられていたけれども、その前はマウンドでとめられているから塩水は来ないというふうにありました。結局、マウンドをとってしまえば、塩水が来るからしょうがないから河口堰をつくるというような形だったように思います。そういう中で河口堰ではない理由というのがいま一歩わからない。

さらに、今しゅんせつ後もマウンドが復活しつつある中で、その後、しゅんせつがされている様子はないので、当然マウンドが本当にどうだったのかというのがすごく疑問に思われるところでございますけれども、河口堰をつくったこと自体がそれに対する恩恵のところ、いま一歩本当に納得がいくような説明をしていただいていないような気がするんです。

それから、データの30キロメートル遡上するというふうなのも実際のところはおかっているわけじゃないですし、わからないのがもう本当に正しい理解の仕方だと思うものですから、今、木曾川であるとか、揖斐川ではそこまでも遡上していないというふうなことも言われていますので、そういうことから考えてとか、もうしゅんせつしたからといって遡上したという、そういうのがはっきりとしたデータを含めての何か、こうした意見書もデータを吟味しての意見書というのが必要かなと思うんですけれども、その点はどうでしょう。

○議長（森 昇君） 服部寿君。

○11番（服部 寿君） 私も言ったように恩恵を受けておる高須輪中地域、特に海津、平田の町民であると思えますし、ましてや農業をやっている、営んでおる者はすべてが恩恵を受けております。私も含めてです。申しわけございませんが、地域的にいうと、堀田議員は南濃のほうで長良川のことはよくわからないかもわかりませんが、洪水のことも私は言いました。そして、今申しました利水の面で農業用水をいただいて恩恵は受けております。

それから、塩水が上ってくるかどうか、揖斐川、木曾川と言われましたから、だれがおっしゃったんでしょうか、上がってこないなんていうのは。私の記憶する限りは上がってきております。それこそだれが言ったかどうか私自身わかりませんが、私の記憶する限り、私の先祖である父からも河口堰ができる前の塩害のことは聞いております。当然私も今農業をやっていますけれども、地下水を利用し散布していますけれども、塩水として、塩害として地下水にも入ってきておるといことも昔から聞いておりますので、河口堰をつくっていただいたおかげで今も安全に地下水を利用させていただいています。以上です。

○議長（森 昇君） ほかがございませんか。

[16番議員挙手]

○議長（森 昇君） 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） 私は先ほども申し上げましたように、治水意見書が出たときに申し上げたほうが良いと言われたので再度同じことを言いますが、この意見書には何ら異論はありませんので、まずそれを大前提にさせていただきたいと思います。

それで、この中でキーワードというか、取水とそれから塩害、これが一つのこの中の意見書の中で非常に大事な問題だと私は思っております。それで、この趣旨についてはそれで結構です。ただ、私が申し上げたいのは、先ほども申し上げたぜひ今すぐどうこうではないと思いますけれども、同じように伊勢湾へ流れる揖斐川と木曾川があるわけでありますので、そこにおける水もたしか、私の記憶で間違っておったらこれは訂正させていただきたいと思うんですけども、揖斐川からも農業用水は何か取水しておると思うんです。

したがって、いろんな条件、伊勢湾へ流れることにおいては全く同じだと思いますけれども、そこで私はぜひ一つ今後、検証というか、今あそこだという議論じゃなくして、塩害があるないも含めてやっぱりこういったものの検証といいますか、あるいは調査、そういうものは既にやられた結果、データとしてあるならばぜひ一つ公表させていただきたいと思うし、またそういった形の中で河口堰の是か非かというのは、議論の中に私はそういったものも利用されていけば、それなりにまたいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、これはあくまで要するに回答をもらわなきゃなしに、議会なり執行部に対してもそういったことをぜひ一つ検証していただけるよう、そういったデータを市でつくるんじゃなしに国があれば出ささせていただきたいと思っておりますし、ぜひ一つそういった検証できるようなことを要望としてお願いしておきたいと思っております。これについては賛成でございます。

○議長（森 昇君） 西脇幸雄君。

○17番（西脇幸雄君） 今、永田議員から資料等々のお話がありました。早速、河口堰のほうへ出向きまして、その資料等々がありましたら皆さん方にお配りをさせていただきますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（森 昇君） ほかがございせんか。

[8 番議員挙手]

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） すみません、多分3回目なので、これが最後でしょうね。

ということで、先ほど取水について西脇議員から答えていただいていたところで、疑問に思った部分をお聞きし忘れたものをお願いしたいんですが、北伊勢工業用水と伊勢工業用水の話なんですけれども、先ほどそのことも言われましたよね。ここなんかは長良川の取水口は月間取水量ゼロが続くことがよくありましたとか、それとか6年前、実際、長良川に近い北勢水道は河口堰の給水区域に入っていますが、お金がない、使う気がないから水を引く導水路がありません。内緒で従来どおり、木曾川の水を使っていました。6年前にそのことが

マスコミに暴露されましたけれども、そのままだというふうに聞いておりますし、だから絶対に取水というふうな意味で利水ですよ。本当に最初に治水を目的とかと言われましたけれども、最初は利水ではなかったかなというふうなことを思うんです。そういう中で、こういう報道なんかもたしかあったというふうにお聞きしたものですから、もう一度、利水面でどれぐらい本当に使われているのか。

先ほど服部議員が知多浄水場のことなんかは知らんというふうに言われましたけれども、やっぱり河口堰で利水をどんだけ本当に使われておるんやということを知りたいものですから、本当のところはどうなんだろうということだけをお聞きしたいと思います。終わります。

○議長（森 昇君） 西脇幸雄君。

○17番（西脇幸雄君） 今、堀田議員からの御質問でございますが、伊勢工業用水は工業用水の水でございますけれども、2.951立米、これをとっておみえでございます。また、新規に中勢水道も0.732立米を長良川からとってみえるということでございます。細かい数字やデータはここにございますので、堀田議員にこの資料をお配りさせていただきますので、お見直しをしていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（森 昇君） ほかがございませんか。

[15番議員挙手]

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 押し迫ってからすみません。先ほど服部議員のおっしゃったのにちょっと抵抗を感じたわけですが、確かに合併するまでは長良川のことについては余り承知しておりませんが、実は河口堰の恩恵は私の近所の下池東部土地改良区が受けております。相当の量があそこを埋められて、かさ上げをして、今、優良田としてなっておることをとりあえず申し上げておきます。

それから、利水については、いわゆる許可水利権という範囲内での使用が認められておると思います。それで、先ほど永田議員がおっしゃいましたが、脇野の取水口は今現在使われておるのかどうか、これは情報だけで間違っておるのかどうかお知らせください。

○議長（森 昇君） 西脇幸雄君。

○17番（西脇幸雄君） いやいや、脇野からもとっておるというふうに私は記憶しております。

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 私の記憶間違いでしたらお許しをいただきたいと思うんですが、今尾橋は下流につけかえられました。もとの今尾橋は御存じだろうと思いますが、揖斐川の塩水の遡上はもとの今尾橋までであると聞いております。

それから、先ほど申し上げたように津屋川水門は潮どめの役割をしておることも事実であ

ります。したがって、河口堰のみの利水だけではなく脇野あたりの水の使用の方法、せんだって市長からまだ報告を受けておりませんが、テストパターンであそこから入れられたと聞いていますが、時期的な問題も含めて、こういった意見書をお出しになるときの資料としてはやっぱり提供していただくのが妥当かなと思うんですが、それは別件として。

この中で中段にこれまでともに足並みをそろえ協力してきた近隣地域とは、これは明確にお答えできませんか。それから、先ほどもあったんですが、経緯を軽視し、ないがしろにするような意見、これは一体全体どんなことを指しての言葉でしょうか。この2点お願いします。

○議長（森 昇君） 西脇幸雄君。

○17番（西脇幸雄君） 1点目の近隣地域というのは、やはり三重県、岐阜県、愛知県、それぞれ市町がごぞいますけれども、そのようなことで近隣地域のほうを指しております。というふうには思っております、このことについては。

少しお答えさせていただきます。

星野議員についてのないがしろにするような意見がということでございますが、これはどういう表現で言わせていただいたらいいのかなと。いろんな経緯についてやっぱり河口堰の開門については、海津市も、土地改良もいろんな意見を、そういう場を開かせていただきたいというふうに全然こういうこともなしに、ないがしろにして意見を専門委員の方々が進めてみえるというような意味合いでお願いしたいと思いますが、とっていただけるようお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 近隣地域とは県の名前でありましたが、高須輪中の影響度も含めて河口堰がどれだけ恩恵を受けたところがあるか、残念ながら私はこの件については存じておりません。申しわけないです。ただ、先ほど言ったようにないがしろにするような意見、これはやっぱり承知をしていくのが議員としての役目かなと思って聞いておるわけです。

非常に聞きにくい場所になりましたが、市長、ストレスがたまってきたと思うのでコメントを下さい。これで整理をされたらいかがでしょうか。いけませんか。

○議長（森 昇君） 結構です。

○市長（松永清彦君） よろしいですか。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 私も昭和20年生まれでございまして、27年に勝賀の堤防が切れたときは堀津へ兄弟3人預けられました。山田勝先生も御存じだと思いますが、西江のほうまで水がつかったということです。それから、昭和51年、安八の洪水の決壊がございました。私も、洪水は高須輪中に住む人間にとりまして遺伝子にコードされている、洪水と。南濃の

ほうで申しますと、例えば沢が荒れるとか、そういったものは自然と敏感に反応されると思いますが、私どもはやはり河川が、洪水が一番心配であります。

まず、順番が逆じゃないかとおっしゃいましたが、長良川河口堰、この地域を安全にするためにはマウンドをしゅんせつして5メートル掘っています、30キロメートルまで。大藪大橋まで掘っております。しかも、勝賀から水を入れておりますが、勝賀の水の取り口は一番川底で水を入れております。塩水は川底をはってきますので、私は確実に高須輪中に塩が入ると、このように認識をいたしております。そういった意味で、非常に安全な地域になったということでもあります。2007年の伊勢湾台風並みの洪水がありました。そのときも若干、高水敷に水がかかったぐらいということでございまして、まくらを高くして長良川のほうでは眠ることができるということでございます。それから、もう一つは、知多半島にも40万人弱の飲み水が行っています。三重県は県庁所在地の津、これも40万人弱の飲み水が今、長良川が行っております。堰を上げたらどういうことになるのかという問題があるかと思っております。さらには、私とも農業用水として利用させていただいております。

それで、PTの会議を読みますと、多少の塩害は甘受すべきだという発言があります。私たち日本国民は、どこにいても同じ生活を甘受するということが必要であろうと思っております。したがって、私はあの言葉には本当に怒りを覚えております。

それと、もう一つ考えますのは、飲み水あるいは工業用水あるいは農業用水も含めてですが、水というものは、先ほど愛知県、岐阜県、三重県というお話がございましたけれども、それぞれがやはり協力し合って、そこに住む人々に安定的に供給するということが必要であろうかと思っております。それが今まで岐阜県、愛知県、三重県、それぞれお話し合いをされて、濃尾の水をどうするかということを進めて来ていただいているわけですが、そういったことが私は一番肝要ではないかなと、このように考えているところであります。

河口堰ができてフォローアップ委員会というので環境とか、あるいはその状況下を毎年報告がされております。したがって、その中でさまざまな環境面の問題あるいはそういったことも討論されております。その中で、私どもも河口堰の環境面は毎年報告を受けております。そういった意味で、非常に河口堰というのは我々にとって大切な堰であると、このように認識をいたしております。

それから、もう一つ、皆さんに御承知おきいただきたいのは、墨俣のほうで毎秒800トン以上になりますと全開をいたします。堤防の高さまで堰を上げます。それが平成22年度は12回フルゲートを上げております。それから、岐阜県知事の要望によって年間五、六十回フラッシュ操作、これは2つ堰がありますので、それを交互に動かすことによって環境面を復活させるといいますか、環境をよくしようと、そういう操作をやって来ております。したがって、私たちはそういった適切な堰の運用をお願いしたいと願うわけでございます。そ

ういったことでぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、羽島市長さんがおもしろいことを言っておられまして、馬飼大橋をあけなあかんのじゃないかと。木曾川の下流がことし、ユスリカがすごく出まして、もともと環境が悪いということで、揖斐川導水を長良川から木曾川の下流に流すという計画がございました。ことしユスリカが大量発生しまして馬飼大橋を少しあけて環境改善するという話も聞いております。

それから、もう一つ、木曾川が馬飼大橋まで海水が上がってきていると、これは事実だろうと思います。木曾川と高須輪中の間には非常に水をたたえた長良川がございます。したがって、そこでとまっているのではないかなど、私はそのように考えております。揖斐川も徳山ダムができました。そのことによりまして、支川の水が流れるようになったということがございます。すべてがすべてではありませんけれども、そういったことで支川のほうの安全度も工事もやっておりますし、上がってきておるといふふうに思っております。これはここに住む方々がより安全・安心な地域づくりということに、先ほど先人というお話がございましたけれども、そういうことであろうと。先人の皆さん方のおかげだなとこのように感謝をいたしております。

それから、もう一つ、PTさんは全然勝賀の用水も見に来ていません。瀬古からの取り口も見に来ていません。そして、我々の意見も求められておりません。それでどうして結論が出るんだろうかと大変疑問に思います。現実はどうなんですよということをどうして私たちに意見を求めないのか、そのところが大変残念でなりません。以上でございます。

○議長（森 昇君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔8番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

〔8番 堀田みつ子君 登壇〕

○8番（堀田みつ子君） それでは、長良川河口堰の適切な運用の意見書に反対の立場から討論を行いたいと思います。

以前、南濃町時代に議長をされた方の議員としては、クールヘッド、ウオームハートを大切にしているんだという言葉を出しているところですけども、議会として意見書を提出するに当たっては冷静な言葉遣いであるとか、冷静に河口堰の検証専門委員会の資料を十分に検討し審議することや、数値に基づいた意見書であったほうがよいのではないかとはいふふうに考えるところなんですけれども、利水面では利用率は低いとお聞きしますし、治

水においては河口堰が必要な理由となっておりません。以前に昭和51年に起こった安八豪雨のときでも計画高水位以下であったということもお聞きしますし、実際に豪雨で洪水が起こったというのは堤防が破堤したというのが原因であります。そういうことから考えて、どうして今、河口堰が必要なのかということに疑問を抱くものです。

また、今回塩害について言及されておりますけれども、河口堰がある前に実際に塩害があったならば、そのデータがないということ自体がおかしくはありませんでしょうか。本当に問題提起をされておる検証専門委員会からも塩害を起こさないような提案もされております。そして、長良川において30キロメートルも塩水が遡上するというのは、平成4年に水資源機構が計算上つくった想定であります。今、長良川の環境破壊ははかり知れず、またその上にマウンドの再形成など、そういう現状もあります。それだからこそ、開門調査を行ってきちんとした調査、データを取得するべきではないかと思えます。

河口堰の目的に沿った運用を求めるとなっておりますけれども、河川の自然を取り戻す、そういう運用を求めてこそ後世に残せる清流長良川と言えるのではないのでしょうか。ぜひともこの意見書はいま一步検証し直していただきたいということを述べまして、反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（森 昇君） ただいま反対討論がございました。賛成討論。

[13番議員挙手]

○議長（森 昇君） 飯田洋君。

[13番 飯田洋君 登壇]

○13番（飯田 洋君） 発議第4号長良川河口堰の適切な運用を求める意見書について、採択に賛成するものとして賛成討論を行います。

平成7年に長良川河口堰の運用が開始されて以来16年間、適切な運用により確実に塩水の浸入が防止され、安心して農業用水を取得されております。こうした中、本年、突然長良川河口堰の開門調査が掲げられ、開門に向けた議論が進められることになりました。これまでの議論の中で先人たちの苦労や努力など、過去の経緯を軽視し、ないがしろにするような意見が散見されることは遺憾のきわみであり、高須輪中地域の農産物等への塩害の問題についての無責任きわまりない意見は、到底受け入れることはできません。高須輪中地域の農業を守るべく絶対に塩害を発生させないという前提のもとで、治水安全度を確保するという長良川河口堰の建設目的に即した適切な運用を行う必要があります。よって、長良川河口堰の適切な運用を求める意見書採択を賛成するものであります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（森 昇君） ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 昇君） ありがとうございます。

起立者15人、賛成多数ですので、よって、発議第4号 長良川河口堰の適切な運用を求める意見書は、原案のとおり可決することに決定いたしました。この意見書は国土交通大臣ほか関係機関に送付いたしたいと思っております。

◎請願第5号について

○議長（森 昇君） 続きまして、日程第22、請願第5号について議題といたします。

平成23年12月5日に受理をしました請願は、会議規則第132条第1項の規定により、お手元に配付してあります請願文書表のとおり文教福祉委員会に審査を付託しますので、よろしくお願いをいたします。

なお、審査は12月15日までに終了し、議長に報告をお願いいたします。

◎陳情第1号及び陳情第2号について

○議長（森 昇君） 続きまして、日程第23、陳情第1号及び陳情第2号について議題といたします。

平成23年10月17日に受理しました陳情第1号及び平成23年11月21日に受理しました陳情第2号は、会議規則第136条の規定により、お手元に配付してあります陳情文書表のとおり文教福祉委員会に審査を付託しますので、よろしくお願いをいたします。

なお、審査は12月15日までに終了し、議長に報告をお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（森 昇君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。お昼を過ぎて長時間にわたっていろいろ御審議をいただきまして本当にありがとうございました。

本日はこれもちまして散会といたします。

次回はあす12月9日に再開をいたしますので、よろしくお願いをいたします。きょうはどうもありがとうございました。御苦労さまでした。

(午後0時55分)

上記会議録を証するため下記署名する。

平成23年12月8日

議 長 森 昇

署 名 議 員 水 谷 武 博

署 名 議 員 飯 田 洋